

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会

(平成25年2月28日)

諸岡 覚委員長

おはようございます。

それでは、定刻になりましたので、昨日に引き続きまして常任委員会並びに予算委員会分科会を再開してまいります。

本日は、昨日の上下水道局から引き続きまして補正予算ということになりますが、ちょっとスケジュールの確認ですけれども、きょう、実は12時半からこの場所で議会運営委員会が開かれますので、その準備も含めまして、午前の部は12時には一回閉じさせていただきます。その際に、前回もお願いしたことがあったんですが、この机の上、全て一回撤去していただき、引き出しに入れてもらえば結構ですので、机の上は何もないようにしてお昼休みに入っていただくということをお願いしたいと思います。

もう一つ言うならば、めどとしては午前中に上下水道局はできたら終わりたいなと個人的には思っておりますので、どうかご協力をお願いしたいと思います。

では、進めてまいります。

議案第28号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

第6款 農林水産業費

第3項 農地費（関係部分）

議案第32号 平成24年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第35号 平成24年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算

諸岡 覚委員長

きのうから引き続きですので、ご挨拶抜きにしまして、説明から入っていただきます。説明をお願いいたします。

久志本経営企画課長

経営企画課長の久志本でございます。よろしくお願いいたします。

議案第28号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第7号）のうち上下水道局分、議案第32号平成24年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）と議案第35号平成24年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算について、お手元に配付の予算常任委員会資料で一括説明させていただきます。

上下水道局の資料は、後ろから2番目、歳入の上側にございますので、ごらんください。なお、当分科会の審査対象にある一般会計の第6款農林水産業費、第3項農地費の関係部分につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰入金ですので、当特別会計の説明をもってかえさせていただきますので、ご了解ください。

1ページをお願いいたします。一般会計補正予算（第7号）のうち、上下水道局分で既存集落環境整備事業、これは市街化調整区域内の既存集落の合併浄化槽の流末を確保するために専用排水管を布設する事業ですが、これにおける予算額と請負額の差額を補正するものです。歳出、款4衛生費の節15工事請負費が350万円減で1297万5000円となります。これを受けまして歳入の款21市債の節1衛生債が60万円減の880万円となります。

続いて2ページをお願いいたします。農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）です。

国の農山村地域整備交付金の内示変更に伴い、農業集落排水事業負担金、農業集落排水事業費補助金及び農林水産業債並びに建設改良費を増額補正するものです。また、市債の10万円未満の端数調整で繰入金を増額補正し、収支の均衡を図るものです。

1番の農業集落排水事業費負担金は143万8000円の増の1488万8000円で、建設改良費の増に伴う増額です。3番の県支出金の農業集落排水事業費補助金は1438万2000円増の1億3788万2000円で、交付金内示変更に伴う増額です。一つ飛ばしまして、7番の市債の農林水産業債は1290万円増の1億4490万円で、建設改良費の増に伴う増額です。4番の一般会計繰入金は4万4000円増の1億5717万5000円で、さきに説明しました要因の結果、市債の端数調整で増額となっています。歳入合計で2876万4000円増になり5億5399万4000円となります。

3ページをごらんください。1番の事業費の工事請負費は2876万4000円増の2億9776万4000円で、交付金内示変更に伴う増額です。歳出合計は2876万4000円増の5億5399万4000円となります。

4ページをごらんください。地区別の一覧表で、水沢東部地区の管路工事が990mから

1290mで1976万4000円の増、和無田地区の管路工事が1300mから1435mで900万円の増となっています。

5ページ、6ページを見ていただきますと、両地区の図面を示させていただいていますが、緑の線が補正増額する箇所となります。

7ページをごらんください。繰越明許費関係ですが、農業集落排水事業施設整備事業予算のうち、真ん中の右端にございますが、2億2290万円を翌年度に繰り越しして使用しようとするものです。これは水沢東部地区については、当初の補助内示が大幅に削減され、要望活動によって追加内示を得ることができましたが、処理場の下部土木工事の発注におくれが生じたこと、そして、和無田地区につきましては、地元調整が難航したことから工事着手におくれが生じ、年度内の完了が見込めなくなったことから、中段に記載のとおり、水沢東部地区の補助事業で1億2700万円、市単独事業で400万円、和無田地区の補助事業で7560万円、市単独事業1630万円をそれぞれ翌年度へ繰り越しをお願いするものです。業務完了は水沢東部地区が平成25年9月30日、和無田地区が平成25年6月30日を見込んでいます。出来高見込みはそれぞれ10%、60%となっています。

なお、8ページ、9ページに、平成24年度の施工見込み箇所を赤線で、繰り越し見込み箇所をぎざぎざの赤線で示させていただいていますので、ごらんください。

10ページをごらんください。下水道事業会計第2回補正予算ですが、国の社会資本整備総合交付金の内示変更に伴い、企業債及び国庫補助金並びに建設改良費を増額補正するものです。

収入の1番の企業債は1億2150万円増の37億3810万円で、建設改良費の増に伴う増額です。4番の国庫補助金は1億6500万円増の36億3350万円で、交付金内示変更に伴う増額です。

支出の1番の建設改良費の処理場築造費の委託料は3億円増の21億4484万円で、交付金の内示変更に伴う増額です。

11ページをごらんください。箇所別の一覧表で、日永浄化センター第4系統の消毒・放流ポンプ棟と第3系統の汚泥処理棟の建設工事で合計で3億円です。

12ページ以降に図面を示させていただいていますが、赤字に緑の斜線の入ったところが今回の補正増額の部分となります。

以上、説明を終わります。

諸岡 覚委員長

ありがとうございました。

それでは、質疑に移ってまいります。

ご質疑ございます方は挙手の上ご発言ください。

川村幸康委員

この水沢東部地区や和無田地区というのは、全部、農集の管整備でいいの。

諸岡 覚委員長

いかがですか。

柴田下水建設課長

下水建設課長の柴田です。

完成日、平成25年9月30日としておりますのは、平成24年度予算として完成する工期でございます。

(発言する者あり)

柴田下水建設課長

済みません。今回、平成24年度で実施いたします工事につきましては、処理場の下部土木工事と、それから管路整備工事でございます。下部土木工事につきましては平成25年9月30日を完成の期限としておりまして、完成予定でございます。

以上です。

川村幸康委員

一つは、これ、補正で、結構大きく内示が変わって組みますやんか。当然年度末までにできませんやんか、今、組んだりして。いつまでにこれ、できるの。これ、ずっとあるなと思うとんのやけど、いつ使えんの、全部が完成するのは。

諸岡 覚委員長

簡潔に。完成して、使い始められるのはいつごろをめぐりにしているか。

柴田下水建設課長

下水建設課の柴田です。

水沢東部地区につきましては、平成25年度……。済みません、ちょっとお待ちください。

諸岡 覚委員長

お願いします。名乗ってお願いします。

金森下水建設課建設第2係長

下水建設課第2係長の金森です。よろしくをお願いします。

水沢東部地区が、今の予定でいきますと平成26年度完成を予定しております。ですから、平成27年度から供用していただくということで考えております。和無田地区のほうが一応26年度完成で、平成27年度から供用を考えております。

以上です。

川村幸康委員

ずっとこれ、整備する中で、ローリングのほうで見とったときに、水沢東部地区と和無田地区の平成26年度以降で処理場建設というのが残ったわけやろ。それがこれで早くなったということでええのかな。この当初予算資料の総合計画の平成26年度以降で水沢東部地区管路646mとか、和無田地区の処理場建設となっとるんやけど、それが前倒しで早くなるということでええの。どういうことなんかな。

諸岡 覚委員長

お願いします。名乗ってからお願いします。

高崎下水建設課事業調整監

下水建設課事業調整監の高崎でございます。

今ご質問のありましたローリング、戦略計画の中で書いてございますわけですが、この処理場のほうの建設ですが、下部土木といいまして処理場の下の水槽の部分の工事、それ

から建築上屋の部分、それから電気・機械設備、大きく三つぐらいの仕事で出していくわけなんですけど、今回、予算に上がっておるのは下部土木、下の水槽部分だけでございます。まだ来年、再来年にかけて上屋、それから機械設備というようなことを進めながら、今の水沢東部地区、平成25年度末に何とか完成したい。それから、和無田地区、平成26年度以降になりますけど、完成していきたいと。逐次進めていく、そういうような予定で進めております。

川村幸康委員

多分平成25年度の処理場建設の下部工一式というのを先にやる、そうするとちぎっとるというか、余りようわからんのだけど、処理場って、私、一体のもんかなと思うとったんやけど、ローリングのこの説明書を見ると、平成25年度に下部工一式して、これから平成26年度に建築一式、機械・電気設備一式となっとるのやわ。どういう全体計画なんかなというのが余りわからんで、年度をわざわざ初めから切っとったんか、普通、処理場って、下から上まで一体で出して、年度でやるんかなと思うとったんやけど、このローリングの中のあれを見とると、処理場建設やのに下部だけ一式で先に出して、その後、建築と電気工事を出すというのは余りないのかなと思うたもんで。

諸岡 覚委員長

お願いします。

伊藤技術部長

伊藤です。

一般的にポンプ場、処理場というのは大きな建物ですわ。まず最初に、日永浄化センターでもそうなんですけど、まず、下部土木とって、これ、やっぱり土木業者が請け負う工事ですわ。それができてから、今度は建屋ですから建築屋さんの工事になります。箱ができてからやっと機械とか電気設備、それぞれやっぱり業者が違いますので、別々に発注しています。

川村幸康委員

そうすると、実施設計の段階から初めから三つに分かれとったということ。イメージや

と、私、大きなゼネコンというか、そういう人らがやるのかなと思うとったんやけど、そうじゃないんやな。違うんか。

高崎下水建設課事業調整監

下水建設課事業調整監、高崎でございます。

これ、なかなか見にくい、ほかの要因があるわけなんですけど、今お話がありましたように一体的にぼんと出すほうが非常に効率的なんですけど、約2年から2年半かかるわけです、工事が。この農集もそうなんですけど、補助事業として国の補助金を引いてくる中に、これは農林関係なんですけど、基本的には単年度会計の原則で年度切りせえというような運転がありまして、予算的にもなかなか債務負担行為として認めてもらうのは難しい状態もあって、三つずつ、発注の工種に合わせてロットを切ってしていけというような考え方があるようで、実際、この農集については、一つのロットの下部土木工事を出して、そしてあと順繰り、次の年は、工期が長くなってもあきませんので、建築とか機械設備ですね。規模的にも小さい処理場、公共下水道に比べると規模は小さくなりますので、通常は下だけ出して、終わりがけに進捗を見て、上部の建築、設備を出していくと。今の戦略書に入っておるような形態で流しておるのが実情でございます。

川村幸康委員

そうすると、こんなんやったら多分、私は、初めから債務負担行為を組んで、単年度でできやんで、やるのが普通かなと思うとったところがあったもんで、そういうやり方をするときの判断とあれが、そうすると、今で言うと国からの指示、指導のもとで分けるという。けど、下水道、債務負担行為を組んだるよね、ほかのやつは。だから、そこらがどういう違いでなっとんのかというのだけを説明してもらえれば。

高崎下水建設課事業調整監

下水建設課、高崎です。

今まさにおっしゃられるとおり、補助金の申請の枠の中での違いです。我々下水建設課としては、まず基本的には債務負担で出していくべきものは出して、事業の効率化とかを図ったり、予算の連続性が見えるような形も思うわけなんですけど、農林関係は単年度というような圧縮があります。結果、繰り越してしまうようなみっともない形にはなるんです

が、繰り越ししながら1年半とか2年の形でおさまっておるのが現実で、債務負担としては、申請の段階で県の指導も含めて、今、到達していないと、この違いでございます。

川村幸康委員

わかりました。

その中で、合併処理浄化槽の補助事業もこの関連事業に入っとるって、ローリングには関連事業で示してあるんやけど、そうすると、農集のエリアでくくるんやろう、多分農集って、家でくくっとんのかな。そこで補助金の採択と合併処理浄化槽の部分のところと入っとんのは、どういうことをするんやろ。例えばコミプラやと、多分、エリア、最初に線引いといて、ここが処理区域ですよ、コミプラのと決めとると思うんですよ。農集の場合でも、エリア決めとると思うとったんやけど、エリア決めとらんと、合併処理浄化槽と併用ができるの、これは。どういうことなかな。関連事業で載っとるやろ、ここ。

高崎下水建設課事業調整監

下水建設課、高崎です。

今のご質問でありました推進計画、こちらの切り口でいきますと、都市と環境が調和するまちづくりということで、既成市街地、既存集落の有効活用を図っていく中で、生活排水を処理、きれいに浄化していくと。そういう枠組みの中では、この関連事業として、農集のほかに公共下水道があり、そしてまた、合併処理浄化槽の補助事業があると、上下水道局のほうでは、こういうような位置づけで関連という形に上がっています。

質問の趣旨にありましたように、この区域で合併処理浄化槽があるとどうなるかということなんですが、この農業集落排水というのは、農村地域の集落の方が、したいという方がまず組合をつくって上がってきていただいています。見にくいのは、通常、その組合の母体と、自治会とかそういう母体の方が役員さんが重複していますので、なかなか見にくいところはあるんですが、基本的には、集合の汚水処理をしたほうがいいなというような区域の中で、地域の方々が合同タイプを選ぶと、みんなで寄って、その中で我々としてはコミプラとか、農集とか、使えるものを全部放り込んでいくんですが、この水沢東部地区や和無田地区であれば、農用地を守っていくという農業集落排水のものが一番手が届きやすいという中で、参画する、やるといって組合に入った方、こちらの方の集合の下水施設をつくっていくというような事業でございますので、宅地によっては、極端な話、入って

いない宅地もあります。こちらの方については、その時点では組合に入って参画していくというのが前提ですので、入っておりませんので、その方は合併処理浄化槽になっていくような形になります。

川村幸康委員

みんなで農集をつくって、集合で排水処理しましょう、汚水処理しましょうという中がありますよね。そうすると、多分時期がこれだけ長なってきますよね。家が建ったり、それから考え方が変わるとかいう話がある中で、どういう行政としては考え方を地元にしとんのかなと。例えば、たちまちこうやって整備しとんをやけど、合併処理浄化槽の人もふえてったり、それから分家やあんなんが出てきた中で、組合に入らんの、後から入っていても処理の負担金が変わりますよね。そういうのはどういうやり方でしとんのかなと思うて。結構長うやっとなんで、始まりだしてから。初めのやったときは多分、恐らく100軒なら100軒がおったと思うんやけど、80軒になつとんのか、それとも120軒になつとんのか、ようわからんもんで。そうすると負担金も変わるやろうしなと思うと、行政のほうではどういう指導をしとんのかなと思うてな。

よう聞くんが、農集って遅いもんで、もう待っとれやんだで合併処理浄化槽にしたという人がよう聞くもんで、ここら辺の人で。そうすると、わしが何を言いたいかというと、補正組んで早うやってもろうとんをやけど、使えるところから早うつくったるようなことが何か急がんと、最初のスタートしたときの意義からすると、大分たつとんで、もう七、八年たっていますよね。そうすると、もう世代がかわつとる家もあつたり、おやじは入ると言うつたけど、俺は入らんという人がおつて、待っとれやんで合併処理浄化槽でとか、家を建てるでとかいう話がある中で、それは何か行政のほうでそういうことを少し決める必要があんのかなと思うのと。

さっきの、だからわしが言うとなのは、単年度で切るんじゃないで、債務負担でも、この年度で確実に約束してつくりますよという話ならまだ説明しやすいけど、ここ二、三年、いつできんのや、いつ完成すんのやってなかなか見込み立たん中やと、待つにしても待てやんとも出てくるのもあつたかなと思うと、今、聞いたんは、平成27年度完成というのは利用者の人には言えるわけやけど、それでもまだあと2年あるわけやでさ。家建てたい人って本当に建てたいんやでさ、1年以内には。そこの考え方だけ一遍きちっと整理をして、農集の場合、結構かかるとんのか、ここの地域。説明に行政が回るのか、もう一

度共同でやろうと思うとった人ら集まってもらう中に、ちゃんとした説明を、事業説明して、もう一度農集にそのエリア内の人が入ってもらえるようなことを行政が指導するのか、住民みずからしてもらえるようなことを、もう一度企画ぐらいは行政側で指導したらんとあかんのかなということ意見を言わせてもらいます。

ペナルティーはないんやろ。逆に言うと、抜けることも、入る言うちよって抜けても、何もないんやろ、どうせ。あんの。

諸岡 覚委員長

いかがですか。

川村幸康委員

公共下水道なら3年とかあるけどさ。

諸岡 覚委員長

お願いします。

高崎下水建設課事業調整監

下水建設課事業調整監、高崎です。

若干、今のご質問はいろんな部署が入るんですが、引き続き答弁させていただきます。

建設だけと違いまして、一旦、ほかの地域で農集ができ上がるとるような地域で、例えば新家を建てたとか、当時参画しとらんと使いたいと、こういうようなご相談がある場合、まず、組合へ入っていただいて、それと施設のほうで処理能力に余裕があるかというのをチェックさせていただいた後に、基本的には自費負担でつけていただくような形になって進んでおります、後から入られる方。これは、本管をつけたりしますとまた地元負担金というのが発生しますので、組合で工事負担金、約5%ぐらい持ってもらうんですが、後から1人のためにはなかなか動かんようなところがあって、どうも個人負担になるケースが多い。これが主の形です。

このキャパのふえ方も、市街化調整区域は現在、新規のものは調整抑制されとるようなところがあって、既存の建てかえ、もしくは既存の変化したようなものしかなか土地利用ができてこない。従前の形の中で動いていくというような形に仕上がっていますので、

今のところキャパオーバーになったというようなことは、私、5年ぐらい見せていただいとる間では聞いていないところはあります。

それから一方、新規、これからおくれる、もうちょっと早うしたいと、おくれるやないかというようなお困り事というのも当然出てくるんですけれども、10年も20年も前ですけれども、和無田地区なんかでも、この集落排水を目指して地域で大分活動されていまして。そういうときに合併処理浄化槽、単独処理浄化槽はちょっといただけやんところがあるんですが、合併になってそれをつけるということにも、地域の役員さんからは、集合の処理が、進捗に足かせになります、実際は、私も浄化槽持っとんのにという話が出たりしますんでね。そういう方については、役員さんらが困らんように、来たらすぐ切りかえよということを町内会で相談してもらった上で許容しとったようなところもあるんですけれども、浄化槽をです。もともと集合化が望ましい地域だということと、それから、全ての方が、公共下水道じゃないんですが、集合処理の下水管に流しとるような状況で、いくら合併処理浄化槽といえども、1人浄化水を流すというのは、やはり町内の中のバランス、地域を見たときに余りいただけませんので、農集等ができたときには速やかに入っていただくよというふうなお話をした上で、新規にやられる方の活動がとまらんようなことは、例えば農地除外とか、開発申請とかそういうときに、協議の中で管理部門からお話を入れたりしていますし、そういうような動かし方で努力はしておると。

当然、行政としての今の公共下水道のような罰則は規定には確かにはないようです。やりたいという人がやるだけの事業でございますので。ただ、今のような土地利用の変換に合わせて地域協議する中で、わだかまりがないよというふうな指導をかけながら合意をとっていただく。そして、やむを得やん方については、その分、自分でしっかり掃除して、近所に迷惑せんよにするとか、そういうことをやっていただくよにおのこの窓口で指導をかけておると聞いております。

川村幸康委員

なぜそんなことを言うか、可能かどうかちょっとわからんのやけど、そのエリアで、行政がある程度、処理計画をして税投入してやろうとしとる中において、合併処理浄化槽の希望が出た場合に補助金を出しますやん、極端なことを言うたらな。コミプラや農集の処理区域内なんやけども、それにつなぎ込めることもできるのに合併処理浄化槽にする人に補助金を出しとるんですわ。すると、地域の中で、処理区域というのは一体、家やったん

か、その当時あったエリアなんかという話がよう、うちの神前地区でも出るときがあって、コミプラの処理区域内が。そうすると、家建てて、コミプラにつながんと、合併処理浄化槽の申請して合併浄化で処理する人もおるもんでな。

よく聞かれるのが、考え方的に、税を処理区域でやっとなにかかわらず、行政は、逆に言うと、その調和が乱れるような補助金を合併処理浄化槽に出してしまうと、なかなかしづらいなという声が出るもんで、やっぱり一度、出さんことはできやんと思うんやわな、申請されたときに。ただ、処理区域内での合併処理浄化槽の補助率というんは少しやっぱり考えるか、そのときにどうしても合併処理浄化槽しか無理な場合やったら、それは補助金満額出してもええんやろうけども、処理区域内でのあれをどう見るかというのはちょっと考えたってほしいなと思うてな。

嫌やったけど、合併処理浄化槽入れたんやけど、みんながコミプラ入れていくで、合併処理浄化槽を壊してコミプラにつないだという人も結構おるんやわな、最初のうち。使えるのに、それ、みんなに協力しようということな。そういう人らの見方からすると、その後、コミプラにつながんと合併処理浄化槽とか、農集につながんと合併処理浄化槽で補助金をもろうとるといいう話が出てくると、今の話、処理をちゃんとして流しとるわけな、その人らは。きれいになっとなんが汚ななるとは思わんけども、それでも合併処理浄化槽の水が排水路を通っていくわけやわな。そこらが、少しやっぱり行政で、エリア指定したんやで、何か方策はないのかなということな、これは答えはええけどさ、一遍、期間切って検討したってもらえんかなと思うて。そうでないと、どんどんと乱れていくでな。乱れるという悪いけど、無駄遣いというかな。

(「農集はそうやろ」と呼ぶ者あり)

高崎下水建設課事業調整監

農集は個人、戸数、コミプラはエリアと称しとる、公共下水道は告示で法的に地番を打ち込んでおると、このぐらいの違いもあります。

それと、今おっしゃられる問題点そのものは、公共下水道、その一番きつそうな公共下水道のエリアでも、どうしても個々の住まれとる方のそのときのタイミングで、どっちが得かというのはやっぱりちょっと違ったり、考え方がありまして、いろんな批判が出ているという状態もありますんで、工事のご相談に来てしか、下水建設課はお客さんとはな

かなか会う機会はないんですが、地域のやり方というのが一番ベターなところになるようなお話は引き続きやっていきますし、制度、お金の問題は、例の浄化槽の補助も含めて引き続き検討していくことになると思っております。

諸岡 覚委員長

不公平感が極力低減されるように、今後の検討課題としていただきますよう、お願いしておきます。

三平一良委員

今、完成時期は教えてもらったんですが、事業開始当時にその地元の人にいつごろできるということを言っているとあろうと思うんですけど、その誤差はあるの、計画どおりなの。

高崎下水建設課事業調整監

下水建設課事業調整監の高崎です。

今のお話の中で、ご心配いただきました当初の予定と現在の進捗ですが、基本的におくれぎみになっておることに間違いありません。特に和無田地区については、ここ数年、予算の配分が少なかったということで、目標年次より1年おくれしていくような形でお話しておるところでございます。ただ、どうしても当初計画とずれが出る分につきましては、工事の説明、それから地元負担金の件もありますので、地域の役員さん、地元のほうには周知しながらやっておるところです。

三平一良委員

おくれぎみということは、ここ二、三年、予算が減ったということもあんのやけど、この補正で挽回できやんのか。

高崎下水建設課事業調整監

下水建設課事業調整監の高崎です。

国では大型補正ということで、ばーんと来るようになっていきます。当然、上下水道事業管理者ほか、ばーんと行けという話は当然あるんですが、予定はしておりましたんで、対応できそうなものなんですが、この年度末にいきなり予算がついても、現在、例えば下部

工にしても1億数千万円の大きな繰り越しになっちゃうわけなんですね、時期がずれちゃったと。今回、補正とかで来たり、挽回しようとしたときに、予算はとったけれども、執行できないと事故繰りとなって補助金の返還につながります。

これも現場の泣き事なんですが、繰り越しのお金の使い方というのは確実に終わらなあかんところもありますので、当然、次年度も予算ついてきます。そういうのと組み合わせただ中で確実に消化できるようなもので、今回の大型補正も経済対策であったりもします。確実に消化して、無駄のない形で消化して終われるという範囲でしかやりとりができませんので、今のような状況でございます。

三平一良委員

わかりました。

諸岡 党委員長

よろしいですか。

他にございますでしょうか。

どうぞ。

松久経営企画課企画計画係主幹

経営企画課の松久です。

先ほどの進捗のことで訂正がありますので、お願いします。

先ほど、和無田地区が平成26年度の1年おくれと申しましたが、和無田地区は今のところ計画どおりです。水沢東部地区が1年おくれ、平成25年度が平成26年度という計画おくれになっています。訂正します。済みません。

諸岡 党委員長

ありがとうございます。

伊藤修一委員

あと、日永浄化センターのほうも今回つけてもらうんやけども、先ほどの三平さんの話と関連してくるんやけれども、今回、日永浄化センターを選んだほかには該当すると

ころはなかったのか。金額は3億円だから、この3億円というのはもっとたくさん要求することができなかったのかどうだったのか、そういうふうなことと、それと、15か月予算だから、ほかの市の事業なんかでは、後から地域の元気臨時交付金、ああいうのは、きのうもちょっと話が出とったかわからんのやけど、後からその交付金の対象にはなるのかどうかという部分はどうなんです。

柴田下水建設課長

下水建設課長、柴田です。

今回、公共下水道の補正予算として3億円上げさせていただいておりますが、先ほどの集落排水のほうでも説明させていただいたとおり、実行可能な部分でやっぱり事業を選択するという中で、今回、日永浄化センターが債務負担行為でやっておりますもんで、そういった中で現に実施しております中ですので、年度割の部分で対応させていただこうということで考えさせていただきました。

あと、ほかの部分でというご指摘でございますけれども、ほかの部分につきましては、いわゆる面整備を鋭意やっているところでございますけれども、事業につきまして、我々取り組んでいるところですが、この辺につきましてはなかなか補正で対応することは事業の確実性の中で難しいというふうに判断をさせていただきました。ということで今回、補正で上げさせていただきましたのは日永浄化センターのみということでございます。よろしく申し上げます。

伊藤修一委員

この3億円というのは、これは妥当な、自信がある金額ということで、そう考えてええんやわな。逆に、ここやったら、3億円やったら責任範囲やと、それ以上超えるとちょっと心配やという、自信がないということで。

(「自信があるところまで」と呼ぶ者あり)

伊藤修一委員

自信があるで3億円やったり……。せっかくの機会やで、さっき三平さんも言うてた、大きく使っていただくというのはとっても大事なことやと思うので、3億円が結局、妥当

な数字かどうかというのは皆さんの判断やと思いますが。

あと、あれは地域の元気臨時交付金の対象にはならんのやな、これは。後から返ってくるやつには。地域の元気臨時交付金って、何か補正でやったやつ、また戻ってくるとか、あれは違うの。

川村幸康委員

情報不足で、伊藤さん、聞いていない。財政経営部に聞いてもろうて。

諸岡 覚委員長

どなたかお答えできますか。

伊藤修一委員

あれは財政経営部でやっとなるやつかな。

諸岡 覚委員長

お願いします。

中村経営企画課課長補佐

地域の元気臨時交付金というのは、済みません、把握しておりませんが、今回の補正につきましては、下水道関係の補助金のほうで補正ということで対応させていただいております。

伊藤修一委員

あれはまた、財政経営部の話やで、結構ですわ。

とりあえず、そうしたら自信のある部分で3億円ということで理解させていただきます。ありがとうございます。

川村幸康委員

さっきのと関連すんのやけど、その3億円を債務負担行為で、これ、上げとる行為やもんで、計画的にやっとして、おくれはなかったわけやわな。普通に、別にこれ、補正で組

まんでもずっとやっていったという考え方と、それが計画を早めるという話か、計画のおくれとるところにつぎ込むかという考え方が、私は要は補正のときに要る考え方かなと思うとるところがあるもんで、全体計画として、債務負担行為を組んで、着々とこれは確実にやってきたところの事業につけるという説明は少し要るんかなと思うとのさ。

本来なら、今言うように、事業でおくれとってどうとかいうところに本当はもう少し集中さすとかということの考え方が、上下水道局としてあったんか、なかったんかなと。ついとんでええというような話と違って、少し考え方をな。これからも多分補正なんかで出てくるときに、事業計画よりもおくれとるところを優先順位を上げてつけて、債務負担行為できちとお金の手当てをしてある中の事業は、補正外と違うんかなと思うたんやわな、俺わな。そこの考え方を少し、誰が答えるのかわからんけど。

諸岡 覚委員長

どちらですか。

高崎下水建設課事業調整監

下水建設課事業調整監の高崎でございます。

予算の実行の今の組み込み等をさせていただいておる立場からお話をさせていただきますと、経営企画課のほうで、経営計画で幾ら工事に毎年突っ込んでいくかという大きな尺度を立てております。それは、特にここ数年のものは市の推進計画とも整合させておるようなところはあって、我々、予算を組んでいくときは、雑駁な言い方をしますと、それがアッパーになっていますから、幾ら事業進捗、寄こせと言っても、それ以上、経営上の問題があって進まんと、予算の市役所の中からの繰出金、諸般を見て、やはりバランスがありますので、勝手に事業を進めたいとか、へこんだからといってアッパーが超えられないと聞いております。したがって、その中で決めると。先般のような雨水、浸水被害が出て、浸水の事業を進めようかと言うても、浸水、汚水、全ての合計のアッパーの中でしかなかな行きにくいと聞いておるんですが、調整しながら決めていくと。

そこで、この汚水関係の事業ですけれども、先般お話が出ておりました合流改善とか、それから、地域の方の生活に直接密着する未普及解消、汚水管の整備、この全部パッケージになっていまして、やっぱりアッパーになっておると。

平成24年度につきましては、これも正直勘弁してという状態なんです、国の内示が4

月1日来たら10億円ぼーんと足らんと。どこを優先順位をつけるかというのはなかなか優劣つけにくいんですが、汚水の中でやっぱり処理をせざるを得ない。そうしたときに各事業を見たときに、地域の方に下水道来ますよというお話ししとる部分とか、そういうのを削ってというわけにはいきませんので、どこを削るかということ、現時点では、処理場建設の大きな数年間のロットの事業の中で、直接、地域の方の生活に影響出ないところで調整しようかというのは減額補正したときのお話なんです。

補正を天井なしにしてくれるということ、今の減らした中であるのが一番最良で、減っただけもらおうかと、もともとの予算配算の予定はできていますので、行こうかというようなところがありますが、先日来お話ししとる、時が済んでしまって、その足らん予算でやれるようにその年度の執行を決めています。これは単年度ではなしに、大きな債務負担行為ですから、次年度も含めて、これ、下水道事業団に発注を頼むにしても、幾らぐらいのスタートという話を組み直してやって、もう動いておるようなところです。

それから、当然、全体の年割をずっと今後も含めて見た上で動いとる中に、さあ戻そうかといいますと、今回、つかんだ分は年度の後ろへ送ったり、事業も絶えず見直ししていますので、当初の予定とお金、少し動きます。発注のたびに最新の形へリセットをかけたリ、設計の見直しをしたりしていますので。だけど、平成24年度であれば、平成25年度、平成26年度の枠のほうで一旦事業費を送って、何とかお尻は合う形。それから正直、経営計画上、アッパーを超えちゃったかもわからないんですが、これは来年、再来年に向けて全てで今後調整していくようなところを織りまぜながら、一旦は後ろへ送って動かしておるところなんです、その中で前へ持ってきたと、こんな動かし方をしております。ですから、もう少し早くやったほうがいいのはいいんですが、というようなところでございます。

川村幸康委員

そうすると、結局、当初で減らされとった分を、追いついてきたということでええわけやね、ある意味。

高崎下水建設課事業調整監

はい。

川村幸康委員

いろんなこと、だから、私が言うとなのは、例えば、この和無田地区や水沢東部地区とか、高司さんが言われとったみたいに、町なかの浸水被害なんかは、もしつくんなら、補正で考えて調査費をつけるか何かしてやったほうがええとかいう考え方が、少し、単純にあるわけやさな。そういう実害があって、すぐにしたらなあかんようなところにな。それよりも、ここ、債務負担行為で計画的にやとったところにつけるんやったら、そっちにつけたほうがええという考え方があったもんで。ただ、それ今、説明を聞くと、要は債務負担で計画的にやとったんやけど、当初のうちではそこら辺を削りながら調整しとったということなんやね。それをまた帳尻ここで合わせたという話や、もとへ戻したということや、マイナスやったで。じゃないの。

高崎下水建設課事業調整監

はい。

川村幸康委員

余分に3億円ついたということではないわけやろ。考え方を聞いとるだけや。それなら納得いくんや。

高崎下水建設課事業調整監

まさにそのとおりで、おくれて調整しとったやつを戻しただけで、大きな枠へ……。

川村幸康委員

それ以上にもろうてこなあかんに。

諸岡 覚委員長

総額がふえたということではないわけですよ。早く来るというだけの話で。

川村幸康委員

減らされとったんがもとへ戻ったという見方もできるわけやろ。

高崎下水建設課事業調整監

はい。

川村幸康委員

ようわかりました。

諸岡 覚委員長

他にございますでしょうか。

伊藤嗣也委員

ちょっと第3系統の、これ、大規模な地震が来たら、第3系統自身が、日永浄化センターそのものが地盤沈下とか液状化、並びに機器類に津波等の水が浸水して使えなくなるというふうに聞き及んだるんですよ。ですから、そちらの対策がまず急がれるのではないかなと思うんですけど、その辺のお考えはどうなんでしょうか、お示してください。

諸岡 覚委員長

お願いします。

矢田施設課長

施設課、矢田でございます。

先ほど委員ご指摘のとおり、第3系統、管理棟、それから処理場本体を含めて、耐震性能というのはないということは判明しております。という中で、今回、予算を上げさせていただいています第3系統の建設で、汚泥の処理棟というものを今回建設するということがございます。これについては、第4系統と第3系統の汚泥を一括して処理するという考え方と、それから、今ございます汚泥と、それから電気、それから管理棟というのが一つの建物になっております。この建物そのものの耐震性能がないということで、今回新たに、その耐震補強をしているよりも新たに作ったほうが経済的であるということから、今回、この汚泥処理棟の建設に、当然、耐震機能を持ったものということでございますので、そういう形で進めさせていただいておるということでございます。

伊藤嗣也委員

そうしますと、先ほど耐震性能というお話なのですが、地盤沈下において水が入ってくるというのも含めたトータル的な対策ということで理解してよろしいですか。

矢田施設課長

そのような形で検討して進めております。

伊藤嗣也委員

ありがとうございました。

諸岡 覚委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

諸岡 覚委員長

なしの声をいただきました。質疑なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

確認です。討論ございますか。

(なし)

諸岡 覚委員長

討論なしと認め、採決に移ります。

では、一括で採決を行っていきます。

議案第28号平成24年度四日市市一般会計補正予算(第7号)、第1条歳入歳出予算の補正、第4款衛生費、第1項保健衛生費(関係部分)、第6款農林水産業費、第3項農地費(関係部分)、議案第32号平成24年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、議案第35号平成24年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算につきまして、一括して採決を行います。

本件を可決と決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

諸岡 覚委員長

ご異議なしと認め、本件は可決と決しました。

[以上の経過により、議案第28号 平成24年度四日市市一般会計補正予算(第7号)、第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費(関係部分)、第6款農林水産業費、第3項農地費(関係部分)、議案第32号 平成24年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、議案第35号 平成24年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

諸岡 覚委員長

これをもって上下水道局関連議案、全て終結をいたしました。……。

川村幸康委員

水道のほうで、学校のあれのやつというのはどの委員会で聞いてするのか、所管が違いますやろ、決め事しませんやん。例えば全体会で聞いてもらうんか、それぞれが、委員長、どういう処理をするのかなと思うて。聞くすべがない……。

諸岡 覚委員長

本来論で言うと、あれはあくまでも教育委員会管轄のものですから、委員会でいうと教育民生常任委員会の管轄になります。ですので、私のほうから教育民生常任委員長さんに対して、都市・環境常任委員会でこういう議論が出たので、教育民生常任委員会のほうでも一度諮っていただきたいということを申し入れをしておきます。ということで、いかがでしょうか。

川村幸康委員

この委員会の結論は欲しいから……。

諸岡 覚委員長

そうですね。また、それは教育民生常任委員会のほうから結果をいただきます。

川村幸康委員

逆に、上下水道局と教育委員会のほうでも少し話をして、水道法、学校は適用するといふことの認識ではええんやね、委員会の中で言われたように、発言があつてさ、あの何かの調べる装置見たらさ。水道法の学校の施設の水は……。

(「毎日」と呼ぶ者あり)

諸岡 覚委員長

ちょつとこれ、今から終わるわけですが、昼休みまでに、学校がそれに該当して、毎日1回チェックしやなあかんという法的根拠がわかる資料を1回ここへ出しておいていただけますか。

塚田上下水道事業管理者

わかりました。

諸岡 覚委員長

それをちょつと教育民生常任委員会のほうへ私のほうから回しますので。きのういただいたのは、この何か変な、これに書いてあるやつだけなんで、ちゃんと法律の根拠が書いてあるような、ペラ1枚で結構なんで、その資料をちょつとこちらへ回していただいけませんか。もし可能やったら、昼休みまでにちょつと私のほうまで直でいただければ。

竹野兼主委員

報告してもらったらええ、委員長。

諸岡 覚委員長

はい。それを持って教育民生常任委員会のほうに私のほうからお願い、要望をしておきます。教民のほうからまた結果をこちらに教えていただきますように、それもお願いをしておきますので、お願いします。

では、これをもちまして上下水道局所管関係部分、全て終了いたしました。お疲れさまでございました。

休憩に入ります。5分再開といたします。

10 : 54 休憩

11 : 06 再開

諸岡 覚委員長

それでは、定刻になりましたので、再開をいたします。

ここからは都市整備部所管の各議案に入ってまいります。

まず、部長からご挨拶をいただくんですが、私のほうからちょっと簡単に皆さんにお話をさせていただくんですけれども、この都市整備部関連議案の中の幾つかの部分で、国の補正予算が既に箇所付けが確定してきまして、それによって今、上程されている予算と大分ずれてきてしまった部分が今の段階で明確に見えてきたという部分で、きょう、この後、議会運営委員会が開かれて、その結果、ちょっと私はわかりませんが、また本会議を開いて修正の動議が出されるということになるらしいです。それは議会運営委員会の決定次第ですので、確定ではないんですけれども、それについて部長のほうから、ご挨拶を兼ねてご説明をいただきますよう、お願いをいたします。

伊藤都市整備部長

都市整備部でございます。よろしくお申し上げます。

議案聴取会の際に、私どもでございますけれども、当初予算のほか、まちづくり条例の一部改正及び市道路線の認定の議案を上げさせていただいておるほか、低炭素建築物の認定制度の運用の報告をさせていただきたいというご説明をさせていただきました。

その後、補正予算を追加上程させていただいて、ご審議に加えていただくという予定でございますけれども、今、委員長からご報告がございましたように、一昨日、国の補正予

算が成立をいたしました。そのため、昨日でございますけれども、その補正予算のうち、幾らが四日市に配分されるんだという確認作業をさせていただきました。そうすると、市営住宅の関連で、うちが要望しておった以上に予算がついてきた。道路に関しては、要望していたより下のお金しかついてこないというような状態が出てまいりました。要は、でこぼこができるといふふうなことでございます。

それを当初予算であれば、例えば8月定例会議会とか11月定例会議会で補正をするところでございますけれども、今回のやつは平成24年度、今年度の補正でございますので、この定例会議会の中で処理をしていかなければいけないというふうなことで、今、委員長がおっしゃられたように、変更で行くのか、あるいは追加で行くのかというところがございましてけれども、それをきょうの昼、議会運営委員会を開いていただいて決定をしていただくというふうな予定になってございます。

大変申しわけございません。この補正の部分、今、お出ししておる部分で金額の差異が出てくるところがございましてますものから、これが明確になりましたら、また修正等をさせていただきますのでご審議をいただきたいというところでございます。大変申しわけございませんが、よろしくお願い申し上げます。

諸岡 党委員長

そういうことでございますので、その経過につきましては、この後、開かれる議会運営委員会で確定してくると思いますので、ご承知おきいただきたいと思います。

では、審議に移ってまいります。まずは当初予算からでございます。

議案第1号 平成25年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

第8款 土木費

第1項 土木管理費

第2項 道路橋梁費

第3項 交通安全対策費

第4項 河川費

第6項 都市計画費

第8項 住宅費

第11款 災害復旧費

第1項 道路橋梁災害復旧費

第2条 債務負担行為（関係部分）

議案第5号 平成25年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算

議案第6号 平成25年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議案第7号 平成25年度四日市市公共用地取得事業特別会計予算

諸岡 覚委員長

議案第1号平成25年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、第8款土木費、第1項土木管理費、第2項道路橋梁費、第3項交通安全対策費、第4項河川費、第6項都市計画費、第8項住宅費、第11款災害復旧費、第1項道路橋梁災害復旧費、第2条債務負担行為（関係部分）、議案第5号平成25年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算、議案第6号平成25年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第7号平成25年度四日市市公共用地取得事業特別会計予算を一括して審議をしております。

説明を求めますが、前回、既に聴き取りをさせていただいておりますので、本日は、その際の追加資料等の補足の説明のみにとどめていただきますよう、お願い申し上げます。

では、お願いいたします。

伊藤都市整備部長

説明は各担当のほうからさせていただくんですけれども、資料としては、平成25年2月定例月議会（平成25年2月27日）予算常任委員会都市・環境分科会追加資料、都市整備部と表紙に書かせていただいて、A4左とじのものを使わせていただくわけでございます。

1枚めくっていただきますと、そこに目次がございます。ちょっと私ども、配慮が足りない点があったんですけれども、目次のうちの1番、長寿命化計画への取り組み状況についてから、4番、公共用地取得事業特別会計についてのこの四つが議案聴取会のときに追加提出を求められた資料でございます。5番と6番、5番、継続的な事業にかかる繰越明許費について、6番、四日市市における自転車ネットワーク計画策定の概要についてというものを一緒にとじ込んでしまったんですけれども、これ、補正関係になりますので、今の説明からは5番、6番というのを省略させて、1から4の説明をさせていただきたいというところでございます。

以上でございます。

それでは、担当のほうからご説明をさせていただきます。

諸岡 覚委員長

お願いします。

鈴木市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課の鈴木です。

追加資料の1ページをごらんください。私のほうからは、公園施設の長寿命化について説明させていただきます。

四日市市が管理しております都市公園は現在448か所ありますけれども、公園開設から約6割の公園が20年以上、そして、約4割の公園が30年以上経過しており、老朽化が進んでおります。遊具につきましては、毎年、専門業者に安全点検を委託し、安全管理に努めておりますが、他の施設については、公園愛護会を初めとする地域の方々からの情報提供によって維持修繕を行っているケースも多くあります。

そこで、平成24年度から平成25年度、来年度にかけまして公園施設長寿命化計画を策定し、平成26年度から10か年を目標にして計画的な維持修繕や更新を行うことにより、老朽化に対する安全対策の強化及びライフサイクルコストの縮減、そして予算の平準化を図るものです。

対象とする公園といたしましては、南部丘陵公園や垂坂公園などの総合公園、北条公園や松原公園などの運動公園、そして中央緑地や霞ヶ浦緑地などの緩衝緑地、諏訪公園や鶉の森公園などの近隣公園、そして公園開設から30年を経過した西浦公園や滝川公園などの街区公園で、合計177か所の公園を対象としております。また、対象とする公園施設は、トイレなどの建築物、遊具、園路、駐車場、安全柵など、公園内にある全ての施設を対象としております。

平成25年度までに行う計画策定ですけれども、国土交通省のほうから平成24年4月に公園施設長寿命化計画策定指針（案）が出されております。その指針に従って長寿命化対策を実施する計画年次、そして内容を具体的に取りまとめていきます。そして、平成26年度より、国の補助を受け策定した長寿命化計画に基づき、公園施設の長寿命化、健全化を進めていくものです。

これまで、公園事業に関しては、建設事業に対してのみ国の補助対象となっておりましてけれども、平成26年度からは、いわゆる維持管理費も補助対象になるということで、積極的に公園管理を進めていけるものと考えます。

私のほうから、公園施設については以上です。

諸岡 覚委員長

続けてお願いします。

石田道路整備課長

道路整備課、石田です。

続きまして、表中央に記載しております橋梁につきましてご説明させていただきます。

まず、表上段の、これまでの維持管理の状況でございますけれども、現状として、市が管理する橋梁は現在1193橋ございます。建設後50年を経過する橋梁は、平成24年度では148橋でございますけれども、20年後には906橋になり、急速に橋梁の高齢化が進んで、維持管理費のコストの増大と市民生活への安全性の確保が懸念されているところでございます。

平成20年度より既存橋梁の点検に着手しておりまして、今年度末までに942橋の橋梁点検調査を行ってまいります。平成25年度には全ての橋梁の点検を完了させる予定でございます。また、橋梁の日常的な維持管理につきましては、道路パトロールの中で橋梁の目視点検を行い、異常の早期発見に努めるとともに、清掃などを実施して適正な機能の保持にも努めています。こうした橋梁点検やパトロールで著しい損傷や異常が発見された橋梁につきましては、長寿命化修繕計画にはとらわれず、修繕を実施しております。

次に、表、中下段に記載いたしました長寿命化計画の策定状況と取り組み内容でございますけれども、さきに説明いたしました未実施の橋梁点検の実施と並行して、平成25年度より、市が管理する全ての橋梁を対象として、（仮称）四日市市橋梁長寿命化修繕計画の策定に着手してまいります。従来の事後保全的な維持管理から予防保全的な維持管理へ転換することにより、橋梁の適正な機能の保持並びに維持管理に係るコスト縮減と予算の平準化を図ることを基本的な方針といたしまして、目標として、対策期間の設定や対策が必要となる橋梁の抽出、維持管理費のコスト縮減効果の数値化を設定してまいります。

具体的な取り組みといたしまして、利用者の安全性、第三者被害の可能性、自動車交通

に与える影響の大きさ、道路ネットワークとしての特性などの要因から、対策に取り組む橋梁の優先順位を橋梁長寿命化計画で定め、平成26年度より長寿命化事業に取り組むを行っていく予定でございます。

また、橋梁長寿命の継続的な取り組みといたしまして、基本的に5年ごとに橋梁点検を実施し、経年による橋梁の現状把握に努め、そのデータをフィードバックして修繕計画の見直し、修正を行ってまいります。

以上、橋梁に関する長寿命化計画への取り組みを説明させていただきました。

諸岡 覚委員長

お願いします。

沢田市営住宅課長

市営住宅課の沢田でございます。

引き続きまして、市営住宅の長寿命化計画についてご説明させていただきます。

現在、市営住宅の管理戸数は26団地3038戸となっております。そのうち耐用年数が経過している建物が1004戸となっており、全戸数の約3分の1となっております。点検につきましては、3年ごとに特殊建築物等の定期点検を実施しております。その点検において、損傷が激しく、緊急を要するような修繕についてはすぐに対応させていただいております。

続きまして、市営住宅の長寿命化計画は、今年度より団地別修繕計画等の資料づくりを行っており、平成25年度策定と考えております。なお、事業実施期間は平成26年度から平成35年度までの10年と考えております。基本方針としましては、市営住宅のストックについて、安全で快適な住居を長きにわたって確保するための維持修繕、建てかえ、除却などの活用手法を決め、長期的な維持管理を図るための団地別修繕計画を立てるとともに、予防保全的な観点から、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図ることを目的としております。目標としましては、期間の設定、対策を行う実施箇所、住宅戸数並びにコスト縮減効果などを考えております。

最後に、具体的な取り組みとしましては、常にストックの状態を把握していることが重要であることから、団地別、住棟別管理データを作成し、それに基づいた予防保全的な維持管理を行っていきたいと考えております。

また、建物の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図るために、下記の改善形式

により修繕計画を策定いたします。なお、改善形式につきましては、公営住宅等ストック改善事業の項目にある内容で、補助対象事業として実施していくものでございます。

まず、居住性向上型としましては、例えば3Kの間取りから2DKに改善するなど、住戸規模、間取りの改善を行い、機能の向上を図る。福祉対応型としましては、住戸内部の段差の解消、あるいは浴室、トイレ等の手すりの設置などの、高齢者の方々への安全・安心して居住できるよう、住戸内部等のバリアフリー化を進めます。安全性確保型として、非常時に円滑に避難できるよう、避難路の整備、あるいはバルコニー、手すりのアルミ化等、生活事故防止に配慮した改善を行います。最後に、長寿命型でございますが、長寿命化計画のメインとなるものであり、外壁塗装、屋上防水を施すことにより、耐久性の向上を図り、躯体への影響の低減など、予防保全的な改善を行うなどとしております。

説明は以上でございます。

山本都市計画課長

都市計画課、山本でございます。

私のほうは、2ページ、3ページのところをご説明させていただきます。

まず2ページのバス関連予算についてというご質問をいただいております。

バス事業に関する予算につきましては、ごらんのように三つの事業で予算を配置させております。バス利用環境改善整備事業として、自主運行バスの運行をお願いいたしております。自主運行バスとしては、現在、三岐鉄道に委託しております山城富洲原線、そして、三重交通に委託いたしております神前高角線、磯津高花平線の計3路線をお願いするものでございます。

そして、次に、コミュニティーバスの支援事業でございます。まず、代表的となりますNPOバスへの補助でございます。これは羽津地区を回っております生活バスよっかいちへの360万円の補助とともに、新しくNPOバスを走らせたいというところで180万円を予算要求させていただいております。そして、市内にいろいろとコミュニティーバスの導入を図るための、有識者及びそれらの関係者の方をお呼びして、いろいろ市民に説明していただくという事業を計画しておりますので、この分について報償費を充てております。また、コミュニティーバスの導入につきましては、種々検討する必要がございますので、この点も載せさせていただいております。

そして、平成25年度のほうからはっきりと対応させていただくために、市民協働の新交

通手段導入検討事業という形で200万円の社会実験を計画しております。今の想定としては、市内の西部地区で、ジャンボタクシーもしくはタクシー等の要するに小型のものを利用した社会実験の運行を行いたく、進めたいと考えております。

そして、自主運行バスの今後に対する考え方なんですが、平成23年度に神前高角線で、市民の方々と協働しながら路線の見直し、そしていろんな利用の方法という形を検討させていただく中で、神前高角線については、尾平のショッピングセンターに新しくバス停を導入してというところで利用者をふやすことができましたので、このような観点に基づいて地域主体に見直しを進め、利用の促進、そういうような場をつくりながら支援をしていきたいというふうに考えております。

具体策としては、地域における乗降状況の周知、公共交通機関への意識啓発というところは大きくなってくると思います。もちろん地域事情に合わせた路線の見直し、ここへ新しいバス停とかというような形をやはり市民と一緒に考えていく。ルートについても見直しをすることによって新たに利用促進するのではないかと。この辺は、昨年度の議員政策研究会あたりでもご指摘いただいている点でございます。そして、そのような形の中で、地域主体の路線運営に向けて支援体制を図っていければというふうに考えております。

引き続きまして、3ページの郊外住宅団地（モデル団地）の子育て世帯住み替え支援事業についてご説明させていただきます。

モデル団地の選定について、どのような視点からだというご質問をいただいております。

このモデル団地の選定につきましては、経過年数がおおむね造成後30年以上たった団地を基本的に想定いたしております。初期に入居の方々、一斉入居になりますので、多くが現役を退き、定年退職等で職を離れられた方々、世代交代がされている現状の中の郊外団地のほうを想定いたしております。それもある程度の規模のまとまりということがございますので、おおむね20ha以上の団地というところを設定いたしております。バスの乗り入れ状況、鉄道駅に近接しているか云々というところもありますが、公共交通機関に比較的恵まれているところ、そして、社会基盤となります公園、保育園などの施設、そして商業店舗などというところが立地している、そして、近所に隣接して、子育てがしやすい環境が整っているというところを一つの設定にいたしております。

高齢化が進んでいるというところもございまして、65歳以上の人口比率が市内平均を上回っているところを一つ設定のあれにしております。高齢化比率の算定につきましては、7月1日現在で算定いたしておりますが、この事業を立ち上げる段階では、今年4月1日

のデータというわけにはちょっといきませんので、本年1月1日現在の人口を採用して、この経過年数、団地の規模、高齢化率を算定した上でモデル団地を決めたいと思っております。

その中で、前回の議案聴取会の中で一つご指摘をいただいた点で修正した点がございます。下の米印の参考のところなのですが、補助対象要件として、4番目に、今回の資料では「地域活動等へ参加すること」というふうに改めさせていただいております。従前は、自治会への参画というような形のところをうたわせていただいておりますが、任意団体の自治会というよりかは、やはり広く地域活動に参画していただくほうが、このモデル団地の子育て住みかえには適切と判断させていただきましたので、ここで修正させていただきたい、そのように考えております。

私からは以上でございます。

諸岡 覚委員長

続けてお願いします。

石田道路整備課長

道路整備課、石田です。

続きまして、追加資料4ページ、公共用地取得事業特別会計（橋北中学校用地）につきましてご説明させていただきます。

委員会資料、平成25年度当初予算の13ページ、14ページに記載されております橋北中学校用地につきましては、金場新正線（三滝通り）の今現在、京町でとまっておりますけれども、それから海蔵川へ向いての先線と国道23号線を結ぶ都市計画道路高浜陶栄線の事業実施の際には、橋北中学校用地がこの都市計画道路によって分断されることから、分断される学校用地にありますプールの移転用地として、平成16年度に1512.86㎡の用地取得を四日市土地開発公社に依頼をしたものでございます。

償還計画につきましては、平成17年度から償還を行っており、平成24年度末現在で元金、利息とも73%の償還を完了しております。平成26年度において償還は完了する予定でございます。

以上で、橋北中学校用地につきまして説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

諸岡 党委員長

ありがとうございました。

説明は以上でよろしいですね。

それでは、質疑に移ってまいります。

ご質疑ございます方は挙手の上ご発言ください。

伊藤修一委員

長寿命化の資料をいただいて、この長寿命化の話というのは、今回、国の関係もあっていろいろ取り組みを進めていただいていると思うんだけど、これまではやっぱり市としてきちっとした計画があったのか、それから、今後こういう長寿命化の話というのは、ちょっとわからんけど、ほかの公共施設もこういうふうな考え方というのは全部対応していくようなことになっていくのかな、どうなんかなというのがまず最初にちょっとお伺いしたいんですが。

諸岡 党委員長

どなたか。

館都市整備部理事

今回ご説明させていただきましたこの3点につきましては、国のほうが、従来から、いわゆるこれまでつくってくるばかりの中から、いよいよ維持をしていかないかん、特にインフラの維持をしていかなあかんというような大きな方針が出される中で、先ほど課長さんたちが説明しましたように、こういう計画をきちんと立てていくと、それに基づいた修繕が国庫補助対象になっていくといった、そういう施策が、それぞれ、主に国土交通省サイドなんですけど、公園とか、橋梁とか、住宅、こういったものが、そういう施策が打ち出されておりましたので、市としてはそれに乗っていったということでございます。これがないと市単独でどんどん修繕していかなきゃなりませんので、ぜひこれには乗っていくということになったわけでございます。

市として、ほかの公共施設ということについては、なかなか全部、私も把握はしておりませんが、たしかストックマネジメントというような形で、その他のいわゆる箱物系の公

共施設については、調査が、たしか白書ができたというふうに聞いておりますけれども、その後の修繕計画については、今、それぞれで策定中なのかなというふうに思っておりますが、それがこのような国の補助に基づいてやっているかどうかというのはちょっとまだ把握はしていません。

伊藤修一委員

国のお金、やっぱりありきというのは、ありがたいというのはやっぱり活用すべきだと思うので、自腹でいろいろやるよりは、国策だからやっぱり乗るべきだと。乗るに当たってはやっぱり計画を立てなさいと。それに従ってきちっとやるということはちゃんと保証しましょうと。この理屈はとってもわかりやすいので、いい話だと思うので、積極的に、この計画という部分では前倒しして、早くこういう計画が立ち上がるように、新年度、平成25年度早々に取り組んでもらって、できたらこの後の次のサイクル、計画があって、その実行があって、その実行に対して評価して、そしてまた改善していくという、このPDCAというか、今どこでもそういうふうなことはそういうサイクルになっていると思うので、きちっとそういうことをやっぱり定着する意味で、この計画というのは貴重な計画になると思うので、ぜひそのサイクルもあわせてお願いをしたいと思うし、データ管理もここにも書いてもらうので、いろんな部分では、そんな紙ベースでこんなものを持つとっても仕方がないので、きちっとデータベース化をやっぱりやっていくという方向でお願いをしていきたいなと思います。

あとは、実際にこの計画を生かすには、まずは点検がやっぱりどんだけの能力があるか、どんだけのそういう実効性なり、質の高い点検ができるかという、そこら辺が一番ネックじゃないかなと。そういうふうな計画だから、あくまでもこれは。ばらばらにしてちぎって並べるという意味じゃなくて、その前の点検がどういうふうな形でやっていくのかということのもとになる考え方なり、基本になることが少し足りないような気がするんやけれども、各公園なり、橋梁も、住宅もあるんやけど、その点検の、目視でやるのは限られるわけだから、きちっと何に基づいてそういうふうな点検、5年に一遍の点検というのはきちっとやると思うんだけど、どういうふうなことをやっぱりよりどころというか、話を聞くと、打音検査の話とかいろいろ出てきて、目視だけではあかんぞという話も出てくる中で、どういうふうな点検を、例えば業者に依頼するんだったら、業者にこういう内容を依頼していますよと。これもちゃんと議会に教えてほしいし、橋梁の部分も何に基づい

てやっとなるかとか、住宅は住宅でどういう部分が、既に老朽化しとるわけやから、そういう部分での点検の部分だけちょっと補足して説明してもらおうとありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

諸岡 覚委員長

お願いします。

鈴木市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課の鈴木です。

まず、私のほうから、公園施設につきまして説明させていただきます。

当然、委員言われるように、安全点検、そちらのほうで調査費の約半分程度を費やしております。先ほどの説明の中でちょっと触れずに申しわけありませんでした。その点検につきましては、公園施設にはいろんな施設があります。建物とか、あと、橋とか、遊具、それぞれに国土交通省が監修をしたマニュアルがあります。それに基づいて実施していくということで安全点検を行っていくということです。済みません。

石田道路整備課長

道路整備課、石田です。

橋梁につきましても、まずは目視の点検が基本になりますけれども、その中で、例えば鉄筋が露出しておるとか、橋台の部分とか、桁の部分でクラックが入っているというような異常が認められた部分につきましては、打音検査、場合によってはコンクリートの抜き取りとか、その部分を外させていただいて鉄筋の状況の確認等、目視が基本になりますけれども、そこから次の調査、調査という形で、どんどん詳細な部分の調査が必要な部分につきましては、そういった部分を加えてさせていただいているという現状でございます。

沢田市営住宅課長

市営住宅課の沢田でございます。

市営住宅におきましても、3年ごとに建築防災センターというところへ特殊建築物等定期点検という形で依頼をさせていただいております。その中で、やはり目視が重視とは思いますが、そのような中で爆裂等あれば、そのような緊急を要するものについて

は早く対応しなさいというような指示をいただきまして、その点検に基づいて日常、修繕等を対応させていただいております。

以上でございます。

伊藤修一委員

今回、先ほどの話の中に、点検の費用も入るとということだから、これもやっぱり画期的な話で、今まで点検は自腹というのは当たり前の話やけど、いわゆる点検もパックにして今回の国の対応ということだから、積極的にこれを利用していただくということは、とても、国策だから国の意思、意図、そういうふうなことで、この予防保全型の考え方をしっかり四日市にも定着していただけるように、この活用をお願いをしておきたいなと思いましたので、よろしくをお願いします。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。

他に。

三平一良委員

事業実施期間が平成26年度からとなっているんですが、やっぱり今回の平成24年度の国の補正予算にしても、笹子トンネル事故を受けて、老朽化対策ということで4分の1ぐらい当て込んだわけよね。今回のものについて、できるというものがあるのか、ないのかよね。

館都市整備部理事

実は今回の国の補正は、そういった例えば道路の舗装、従来であれば再舗装、従来では国庫補助にならなかったものも今回対象になってきております。したがって、今回お示しました長寿命化計画は、これまでのずっと流れの中でやってきておるものでして、これは継続していくんですけれども、今回の補正は、そういった観点で、維持修繕に係る部分の何件か補助採択をしていただいておりますので、中に含まれております。これについては、この計画がなくてもやれるというか、あるいは個別の計画でやれるとかそういったものになってございます。

三平一良委員

今回の計画は、これで、ほかに従前から老朽化対策をしないかんというところがあったということで、今度の補正にのせたというところがあるわけですね。わかりました。それが、きょうの議会運営委員会に出てくるわけ。

伊藤都市整備部長

今、上程しておる補正にもそういうのが上がっておるんですけども、額の修正が必要な部分がございますものですから、きょう、昼か議会運営委員会で審査していただいて、どういう方向で対処していくかというのをお決めいただけるというふうに聞いております。ただ、その補正の部分はちょっと議会運営委員会が終わってからご説明させていただいたほうがええのかなと、ごめんなさい、勝手に思っておりますので、そこでまた説明もさせていただきますというふうに思っております。

諸岡 覚委員長

そのあたりについては、あくまで手順として議会運営委員会で確定してからじゃないと進められませんので、今の段階ではちょっとそこまで踏み込まないようお願いしたいと思います。

続けてどうぞ。

三平一良委員

それから、ほかのことでいいですか。このバス関連予算ですけど、新しいところというのはどこの路線なの。

それと、これ、自主運行バス運行委託費が減っているんですが、これは何なんかな、利用者がふえたということなんかな。その辺もご説明願いたい。

山本都市計画課長

都市計画課、山本でございます。

新しく路線として考えておりますのが、社会実験をするほうは四日市の西部地区を想定いたしております。桜、水沢あたりのところで、今、まちづくり構想とあわせながらいる

いる市民啓発をさせていただいておりますので、そのあたりでできればというふうに考えております。そして、NPOバスのほうの新規路線については霞ヶ浦駅の東あたりのところで実施できればという形で、市民の皆さんのほうに啓発をかけさせていただいておりますが現状でございます。

それと、申しわけありません、言い忘れしました。自主運行バスの費用が下がっている点ですが、例えば神前高角線あたりで路線を変更させていただいたことによって、利用者が少しふえているのと、コースを少し変えたことによって実走距離が変わっております。それで実運行の経費が下がったのと利用者が少しふえていただいたというところで予算のほうを下げさせていただいております。

三平一良委員

利用者を見とると、ほとんどがお年寄りなんですよ。停留所はありますけど、その間でおろしてほしいという人がおったら、おろしたってほしいんやわな。

諸岡 覚委員長

それは運行事業者に言うべきことであって。

三平一良委員

それもあるし、例えば、間で手を挙げたら乗せたってくれるとき、おりてから歩いとる人を見とると気の毒なんやわな。

伊藤都市整備部長

今言われますのがフリーバス停みたいな感じで、よく人口の少ないところ、過疎という失礼ですけども、人口の少ないところは、手を挙げてとまってもらうとか、ここでおろしてというのができますので、多分、道路運送法ではできるとは思うんですけども、それが四日市のような人口がある程度おるところで、どこでも乗りおりできるというのはちょっと厳しいのかなと。現実には、フリーバス停といいながら、バス停が立っております。例えばあがたハイツ線なんかに行くと、フリーの何たらかたらというので、正規のバス停ではなく、フリーの扱いでできとるバス停というのがございますので、そういうところを利用していくのかなというふうには思っております。ただ、これから人口が減っていく

とどうなるのかというのは、まだちょっと研究課題ではあるかもしれません。

三平一良委員

1回検討してほしいんですけどね。おりて歩いとる人を見とると、物すごい気の毒や思うんよね。

諸岡 覚委員長

菰野のもしか号なんかそうですね、たしか。

三平一良委員

ああ、そうなんや。どこでもええわで。

諸岡 覚委員長

今の話なんかだと、例えば、この区間はそれはできないけれども、過疎の田舎のほうに行ったら、ここから先についてはそれができるとか、そういうことは多分、検討としてはできるんでしょうね。一律全部それができるといってさすがに無理があるけれども、田舎のほうへ行って、ここから先はちょっと車の通りも少ないからそうしましょうとか、そんなのは恐らく検討材料としては可能な気はしますね。ごめんなさい、余計なことを言いました。

三平一良委員

いやいや、よろしく。

諸岡 覚委員長

三平委員、もうよろしいですか。

三平一良委員

はい。

諸岡 覚委員長

じゃ、関連で。

加藤清助副委員長

三平さん、そのバスのことで伺っていて、私もちょっと具体的なことで聞きたいんやけど、当初予算資料の117ページに今の社会実験の説明がされているんですが、これ、読むと、西部地区ということも書いてあるんですけど、合意が整った地区を対象に社会実験というふうに書かれていて、どんな合意が必要なのかということと、その合意はどこ、誰と合意するのかというのがちょっと読み取れなかったもので、それが聞きたいのと、社会実験ですから当然、一定の期間を想定すると思うんですよね、それが半年ぐらいなのか、3カ月ぐらいなのかということだとか、以前にも保々のほうで社会実験したりとか、それから、ちょっと性格は違うけど、尾平のジャスコを駐車場にして、パーク・アンド・ライドで市中心部へ通勤する社会実験なんかをやっていましたよね。

社会実験はやってきとるんやけど、その総括から、今回の市民協働の新交通手段につながるどころ辺の検討だとかいうところ辺は、どうつなげて今回の社会実験をやるようとしているのかということが聞きたいんです。まずそこで。

山本都市計画課長

都市計画、山本でございます。

ご指摘いただいたように、従前に社会実験をして、手っ取り早く言うと失敗した事例がございます。パーク・アンド・ライドについても、途中で計画期間を短縮して終わっているところがあります。このあたりの反省を捉えますと、やはり行政計画過ぎたと、地域と一緒にあって市民協働的な動きがなされていなかった、だから行政が勝手にやっているところがやはり反省点としてございます。

今、私どもで、まちづくり構想の策定のために市内いろいろ入っておりますが、市民の皆さんからのご意見の中にあるのが、私が一番感じた言葉なんですけど、空気運んでもらったのではもったいないんで、地域としてよく考えたいというお言葉を頂戴しております。走ってくれたら、そりゃ、誰かは使うわなというお言葉を結構いただくことがあります。ただ、俺、ふだんは軽トラックで行くでというようなお言葉を結構いただくもんですから、その中で今回のこの市民協働型新交通というのを上げさせていただいたのは、まちづくり構想をつくっている地区単位ぐらいでやはり一定のご理解をいただいた上で、その地域事

情に合わせて、1週間になるのか、半月になるのか、1カ月になるのかという形はございますが、その手法によっても少し変わってまいると思います。

この説明資料のほうでは、いわゆるジャンボタクシー利用の写真を入れさせていただいていますが、他都市の事例として、タクシーを利用した、要するに3人からそこら、ちょっと複数で乗っていただくという中で通常のタクシーを利用したという方法もやっておられるところがありますので、市内の西部地域の場合ですと、ジャンボタクシーが行かなくても、これぐらいの利用でもうまくいくケースが考えられるという中で、今、地域に入らせていただいてそのご説明をさせていただいている最中でございます。それですので、この代替交通手段的な新交通手段導入については、その地域のニーズと、ある程度皆さんが乗っていただけるというような目測が立った段階で実施したい、そのように考えております。

期間についても、当然、ジャンボタクシーでやるのと通常のタクシーでやるという形になってきますと、これも料金が変わってきますので、その辺の中で、この予算の範囲内で少し社会実験としてやらせていただきたい。今はまだ仕込みの最中で何なんです、概算のほうでこの予算を上げさせていただいています。ただ、もう少し市民協働という形で市民のご理解を得ないと、本当に空気を運んではもったいないので、そういうような形でやらせていただきたい、そのように考えております。

加藤清助副委員長

そうすると、市民協働ということで、対象地区の、さっき出ていたまちづくり構想検討会とか、そういうところに説明をされて社会実験をしようとしているというふうに理解すればいいんですか。

山本都市計画課長

一旦の窓口としては、まちづくり構想をつくっていただいておりますので、それになりますが、地域としては、やはり連合自治会さんが一番影響力が大きいところがありますので、説明していく段階で連合自治会さんのほうにも説明をさせていただいております。そういう形で、地域一体になっていただけるような仕組みでこの事業を展開していきたい、そのように考えております。

加藤清助副委員長

もう一つは、NPOバスに準ずる話なんですけど、以前、交通政策の、議員政策研究会か何かのときに諸岡さんが言われたと思うんですけど、なかなか住民の人もどうやってそれをやったらええかわからんで、マニュアルみたいなやつを……。

諸岡 覚委員長

手順。

加藤清助副委員長

手順をつくって示してほしいと言った、聞いた覚えがあるんですけど、それから余り、NPOバスに準ずる、法人化してやっていくという必要性だとか、法との関係でどうだとか、そういう手順みたいなやつマニュアルというのはつくられてはいないんですね。

山本都市計画課長

まことに申しわけないです。今のところ、そこまでよう進めておりません。と言いますのは、今、霞ヶ浦東ルートについて、私どものほうで動かさせていただいておるんですが、やはり生活バスよっかいちの現状を知っておられますので、その辺で少しちゅうちょされておられます。生活バスよっかいちのほうを十分勉強した上で、霞ヶ浦東ルートについては、新しい店舗が今年度中には立地するとかという話もありますので、その辺の中で一緒に取り組んでいきたいというふうに地域から言っただいておられますので、その辺の中で、地域にカスタマイズした形で提供できればと思っています。

当然、これについては、西部地区で想定しておるやつについても、同じように地域に入りながらそういうマニュアルが作成できれば、他地区への転換という形になるというふうに考えてはおります。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。

それでは、まだ質疑あるかと思えますけれども、ちょっときりがいいので、休憩に入りたいと思います。再開なんですけれども、議会運営委員会が12時半からですので、1時の再開はちょっと厳しいということでございますので、1時20分再開とさせていただきます

す。中途半端で申しわけないですが、20分ということをお願いをいたします。

机の上、整理して撤収してください。お疲れさまでございました。

11:53 休憩

13:20 再開

諸岡 覚委員長

定刻になりましたので、再開をさせていただきます。

委員会質疑に入る前に、お手元にこの資料、上下水道局から配っていただいております。また各自、目を通していただきますよう、お願い申します。

川村委員のほうから、全体会に上げて云々という話がありましたけれども、それにつきましては、あくまでもこれは教育民生常任委員会の管轄の中での議論になりますので、当委員会ではそのことについては議論はいたしません。なお、要望がありましたとおり、先ほど昼休みの休憩時間において、教育民生常任委員長さんのほうには、こういった議論をしていただきますようにということで公式をお願いをまいりました。

以上でございます。

では、午前に引き続いて……。

川村幸康委員

関連して。学校の水道水は、水を出して検査せなあかんというのがあんのやろうけど、都市整備部所管のやつというのは、そんなんはどういう認識。細かいことを言うつもりはないんやけど、水道法って、きのうの審議で上下水道局の審議をしとってわかってきて、学校内やと毎日検査せなあかん。委員長、何人なんですかね。

諸岡 覚委員長

101人以上。

川村幸康委員

ということになると、例えば北勢中央公園とか、100人ぐらい集まるような予見できる

ところの水道水とか、飲み水とか、手洗い、どうなのか、ようわからんのやけど……。

諸岡 覚委員長

それは、ちょっと話が上下水道局から戻ってしまって申しわけないんですけども、先ほど説明を聞いてきたんですけども、こちらの資料……。

川村幸康委員

簡易水道になんの。

諸岡 覚委員長

簡易水道、要するに上に10m³以上のタンクを設置して、100人以上に供給する事業者はそれをせなあかんというだけで、例えば今の例に出した公園とかそういうやつやと、水道水を直で引いてやっ取るもんで、それも上下水道局管轄なんですよ。

川村幸康委員

上下水道局がそれを見るべき……。

諸岡 覚委員長

見るべきじゃなくて、それも水道はもとのところでチェックしとるもんで、関係ない。要するに一旦タンクにためてやっ取るやつについては、タンク設置者がチェックをせなあかんというだけの話で。

川村幸康委員

そうすると、ビルとか、学校は違う、市営住宅とか、それからビルで都市計画上、それは上下水道局の管轄。

諸岡 覚委員長

じゃなくて、例えばわからんけれども、市営住宅なんかで上に10m³以上のタンクを持つとったりして、100人以上に供給しとるようなものがあれば、それはここの管轄ということになってきます。

川村幸康委員

ちょっと教えてほしいんやけど、そうすると、タンクまでが上下水道局で、タンクから今度飲むところは都市整備部なん。

諸岡 覚委員長

そういうことです。

川村幸康委員

もし合わせてで……。

諸岡 覚委員長

100人以上に供給する。

川村幸康委員

今までそんなことは考えたことがなかったら、考えたことなかったやし、私らも知らないのであれやけど、どうしとんのかなと思うて。

諸岡 覚委員長

ちょっととりあえず1回質疑に戻らせてもらいますね。

では、質疑を再開いたします。

質疑のほうありますか。

竹野兼主委員

簡単なので、済みません。これも会派のところでちょっと話が出たもので、郊外住宅団地、122ページのところなんですけど、これ、また補助金で、上下水道局のときにも周期みたいなのという問題もいろいろある中で、これって上限3万円で、年数的なものというものとか、それから、そのリフォーム補助の部分での公平性というのと、それから20戸なので、そういう選択方法とか、そういう細かいところの部分というのはどうなってるのかなというのと、それから、モデルで補助対象条件で、モデル団地に入居することの中で定住

資格というのが明確に何かないとあかんのではないかな。例えばその3万円の補助なんかで言うと、不動産業者さんが借り上げたものをそういうのでというような、そんなことは多分ないと思うんやけれど、そういうような裏の通り抜けるようなことが危惧されへんのかなというような意見があって、その辺のところの説明をもう少ししていただきたいというふうをお願いしたいんですが。

以上です。

諸岡 覚委員長

お願いします。

山本都市計画課長

郊外住宅、モデル住宅の子育て支援事業についてご質問をいただきまして、この支援事業につきましては、ひとまず3年で事業をスタートさせていただきたいと思います。もちろんこれに当たって進めていく段階でいろんな課題が出てまいろうかと考えています。もちろんリフォーム補助と家賃補助と2通りを用意しておりますので、どちらに偏るとかということもあろうかとは思っていますが、まず、初年度はこの20戸ずつでスタートしたいと思っております。

その中で、かいくぐりのような補助請求をされる方がお見えになられる可能性がないわけではないというのは認識しております。一応、市外から市内に住民票を移していただくという中で対応を考えておりまして、ご心配されるような、かいくぐりのようなのについて、今、まだ整理がちょっと不行き届きかと思っておりますので、スタートするまでには、そのかいくぐりを防ぐような形についてはもう少し検討したいと思っております。

竹野兼主委員

かいくぐり、ないよという話をされるんですけど、例えば市外でも、一旦四日市市に住んで、鈴鹿市にちょっと移して、それはどれだけみたいなんというようなこともあるよねみたいなんが、会派の中でもそういう意見が出たわけですよ。そういうのは大丈夫なんかなというのが一つと、まずそれ。

諸岡 覚委員長

お願いします。

川尻都市計画課政策グループリーダー

都市計画課の川尻と申します。

まず、市外からの転入者の確認方法につきましては、これは必ず住民票、前住所地の入った住民票を提出していただくように義務づけるように、要綱のほうにうたうように整えております。そこには例えば鈴鹿市から四日市市へ移った人の前住所地に入った日、それから前住所地を出た日が出るような形式になっておりますので、確認はできます。

諸岡 覚委員長

そうすると、たとえ3日でも鈴鹿市に住所を移しとったらええということなんですか。

川尻都市計画課政策グループリーダー

現在、我々事務方のほうで考えとる案としては、1年以上、市外にお住まいになっていたというような形を提案させていただくように、今、財政経営部、それから総務部のほうと検討させていただいております。

竹野兼主委員

それと、こういうモデル団地ということになっているので、多分、数というのは、そんなにたくさん数字としては出てこないから、3年ぐらいを見て、その状況によって延長はするけれど、玉という言い方は悪いけど、その物件がなくなりそうな状況に応じて、周期というか、補助を考えていくという形なんかな。

川尻都市計画課政策グループリーダー

まず、物件につきましては、正確な数字はつかんでおりませんが、この2月上旬におきましても、市内の、今回、ここに記載してある高花、あさけ、笹川等の団地に、空き家の中古物件で売り物件、それから賃貸物件は各団地に二、三戸程度ずつあることを確認しております。また、宅建業協会のほうに確認したところ、潜在的には数はもう少したくさんあって、5年、10年程度続けても、その物件は定期的にも出てくるので、なくなるのは、相当長期間やらないと中古物件がなくなることはないだろうというふうに認識しております

す。

竹野兼主委員

わかりました。

あと、それともう一点、補助対象条件の中に、子育て世帯であることの中に「18歳未満の子を有すること」と書いてあるんですけど、労働をしてもらうという部分と、それから財政的に厳しいという部分を考えて、例えば小学生とか、18歳というのはちょっと子供の要件としてはもう少し見直したほうがええんやないかなというふうに思うんですけど、その点はいかがですか。

諸岡 覚委員長

お願いします。

川尻都市計画課政策グループリーダー

この子育て世帯の年数につきましては、今、質問のありましたように、他市の状況を確認いたしますと、15歳未満、中学生まで、義務教育までというふうな規定のところもありますし、今回提案させていただいているような18歳未満というようなところを提案させていただいておりますが、四日市市の場合は、まず市外から転入していただきたいということで、少しでも門戸を広げまして、多くの方に応募していただけるようにという意味で少し広目に設定しておりますが、これにつきましては、利用状況、3年程度の実施状況を見ながら、たくさんの応募があるようでしたら検討をし直すことも必要かと思えます。

諸岡 覚委員長

ちょっといいです。そうすると、「18歳未満の子」という子の定義なんですけれども、要するに例えば中卒で仕事をしとっても子は子なんですか、17歳の、家族全員労働者でも子なんですね。

川尻都市計画課政策グループリーダー

今のところ、済みません、その辺につきましては規定を考えていなかったもので、ゼロから18歳未満の子供がいれば住民票で確認するというような、今、仕組みを考えております

ので、労働をしているかどうかの確認をする手だては考えておりませんでした。早急に検討させていただきます。

諸岡 覚委員長

その理屈だと、別にこうじゃなくても、18歳と16歳の若夫婦でもいいじゃないかという話になるわけです。両方とも、夫婦2人そろって18歳、16歳なら。ここはやっぱり子供というよりも、少なくとも学生でないと、子育てをしとる世帯ということであれば、15歳以上の場合は少なくとも高校なり、専門学校へ行っとるなり、学校へ行っとるぐらいは規定せんとちょっとおかしいんじゃないかと。

川村幸康委員

多分、気持ちはわかるんやろうけど、多分、18歳で仕切るときの考え方は、年金を例えたらもらうときは18歳で切るんやわ。働いとしても18歳までもらえるんやわ、18歳になったらもらえやんということていくとな。多分、収入の面でいくと、そら、中学を卒業して働いとるかどうかはあるけれども、そこで切るか、20歳か18歳かのときに。もし18歳で切るとしたら年金なんやわ、多分、考え方はな。年金をもらえるかどうかの年齢が18歳なんやわ。あと、20歳というのがもう一個の区切りやわな、成人という。それと、今言うように義務教育なら15歳ということになるんやろうけど、なかなかその線引きというのは私は難しいかなと考える。私は、逆に言うと18歳でええと思うところはあるんですよ。やむを得ず働いた子もおるんやけど、国としては、やっぱり18歳までは未成年というか、経済的な扶助はしましようということが18歳やで、考え方わな。19歳では切れるわけやで、もう18歳になると。

伊藤修一委員

18歳までは児童やで。

川村幸康委員

児童やでな。

伊藤修一委員

児童福祉法の対象。

川村幸康委員

そこをどう考えるかということをちゃんとあんたら説明せんと、決まらへんに、こんな。そうすると、義務教育やら、18歳や……。

諸岡 覚委員長

それぞれの意見でいったら、子育て……。

川村幸康委員

あんたら一応、18歳で提案をしとるわけやで、それには何やという話をせんと、何でもありになんに。

諸岡 覚委員長

ちょっと待ってくださいね。今、竹野委員の質問でしたので、竹野委員に1回戻します。

竹野兼主委員

今、そういういろんな説明があったので、そういう考え方もあるよという一応意見ということで、18歳という形で進めるのであれば、そういうふうな考え方があるというのを聞かせてもらったので、それで聞かせてもらっておきます。

諸岡 覚委員長

じゃ、関連で。

村上悦夫委員

この問題は、まちづくりの観点から出てきた空き家対策やと思いますので、今の年齢的なことは18歳でええと思いますし、また、旧団地という、特にモデル地区を取り上げていただいとるところに学校問題がそこに出てきておりますので、この制度を導入していただくことによって、小さい子供を子育て支援として地区外から入居していただくということは、今、教育の問題にしても、解決に向かっていく少しの流れができるんじゃないかなと

いう気がいたしますし、団地そのものが高齢化に向かっておりますので、やっぱり若い人を対象に入っていただくような制度で、こういった補助金、助成金を出すということは、その推進していく上において、住宅政策として非常にいい形がここに生まれてきたなという、そういう評価をしとるわけですが、なお一層推進していくに当たってモデル地区を限定して、その後、具体的にどう進めるかというのは後の問題だろうと思っておりますけれども、とりあえずこの制度を導入していただいたことは、非常に私どもの地域で抱える問題も、この問題が全市的に行われ、なお特定の団地に対して子供をふやしていくという流れをつくっていただくことは非常に地域の活性化にもなりますし、まちづくりの観点から、非常にこの住宅政策はいいことだから大いに推進していただきたいと、エールを送る立場で申し上げましたけれども、ひとつ初めての試みですので、ぜひとも成功するように持っていただきたい、こう思います。

あと、目的とか、事業内容は、今いろいろと説明もいただきましたけれども、あと、聞くとしたら、これは会派でもこの問題がちょっと出ていまして、団地の再生政策としての全体像はどういうふうにしていくのかとかというような意見があるんですが、よかったらひとつ承っていきたいなと思います。目標と、それから今の団地の再生に対する政策的な考え方……。

諸岡 党委員長

ちょっとテーマが広くなりましたけれども、団地再生に向けた物の考え方という部分で、部長なり、理事なり、ちょっとざっとお話しいただくことはできますか。

館都市整備部理事

団地全体の再生ということにつきましては、この総合計画の中で問題提起がされてきておりまして、非常に高齢化が著しい、それから、空き家が目立ってきているということが総合計画策定の段階から議論が始まりました。その中で、やはり団地というのは、そもそも開発がされたときに、道路とか、公園とか、きちっと整備されたところであるという点、それから、大きな団地においては、小学校や、保育園や、そういう教育施設も整っていると、そういった貴重な、市にとっては大事なストックを有効に活用すべきだという議論が当時あったかと思っております。

その中で、まず、既存のストックを有効に活用するための都市基盤整備などを、今もや

っておりますけれども、道路の再舗装であるとか、公園のリニューアルであるとか、そういったことは従来からもやっておりますし、今後もやっていくということでございます。それに加えまして今回、空き家対策、その中でも、インフラ整備は市でできるわけですが、空き家についての政策がなかなかこれまで市としてなかったという中で、住生活基本計画の中でそれを一つの大きな柱立てにさせていただきまして、今回、まずはモデル事業としてこの制度を立ち上げさせていただくということになってきたわけでございます。

したがいまして、大きな流れは、総合計画、あるいは住生活基本計画の中で位置づけながら着実にやっていきますが、こういった新しい施策につきましては、トライ・アンド・エラーになるかもしれませんが、やりながら新たな手法がまた見つければ頑張っていくと。

あと、このほかに、ご承知のように空き家バンク制度も来年度からやっていくと。これは団地に限らない、全ての市域においての対象とはいたしますけれども、空き家バンク制度も制度化して、そういう中古住宅の流通を促していくということをやっていくということでございます。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。

村上悦夫委員

はい。

伊藤嗣也委員

済みません。ちょっとこの運用上の課題といたしますか、問題点になってもあかんで、ちょっと確認をさせてください。家賃補助並びにリフォーム補助を各20戸ですけれども、これはどうやって選ぶのか、先着順なのか、抽選なのか、この辺をちょっと伺いたいのが1点と、あと、親世帯と近居の場合は上限20万円を加算するという件なんです、近居とは同一団地内または同一小学校区内ということですね。これは、目的は子育てや介護の環境の向上につなげるためにということなんです、公平性の観点から見て、今回、これ、郊外住宅団地という一つの団地を一つの守備範囲にしていますよね。けども、小学校区というとちょっと広がるんですよ。その辺の捉え方というのをちょっとお示しいただき

たいんですが。

諸岡 覚委員長

お願いします。

山本都市計画課長

都市計画課、山本でございます。

この補助の申し出につきましては、先着順を想定いたしております。転居が絡みますので、即答しないとご利用いただけないかというところもありまして、予算成立後、4月1日以降、先着順でさせていただきたい、そのように考えております。

そして、これの特徴的な近居についてご質問をいただきました。確かに、この近居は、既存団地及びその周辺にお住まいの親世帯の介護とは申しませんが、いろんな手当て、そして、場合によっては、子育て世帯を想定しておりますので、年少者を預かっていただくというところもありまして、小学校区という一つのエリアを定めて運用させていただきたい。これについては、多分、運用し出すといろんなケースが出てこようかとは思っております。これについては、すぐに改善はできやんとしても、毎年というか、少なくとも3年間は続けさせていただきますので、その中で出てきた課題に対しては適切に対応していきたい、そのように考えております。

伊藤嗣也委員

わかりました。とにかく、せっかくこれ、郊外から四日市に来てもらうわけですね。団地の再生というさまざまな要素があります。問題になってしまいますと、せっかくのいい事業が、これ、逆にになってしまいますので、どうかその辺、慎重というか、きちっとしてお願いいたします。

以上で終わります。

三平一良委員

これ、条件が整えば、企業の借り上げ社宅でもええわけ。

諸岡 覚委員長

お願いします。

川尻都市計画課政策グループリーダー

これも他都市の事例も参考にしておりますが、給与住宅、要するに社宅とか会社が借り上げておるものは対象外というふうに要綱で定める予定でございます。

三平一良委員

違う、違う。借りる人が企業の転勤者で、その企業として、これを借り上げ社宅に利用してもええわけかということ。

諸岡 覚委員長

お願いします。

川尻都市計画課政策グループリーダー

基本的には、企業への貸し出しは、個人を考えておりますので、考えておりません。

諸岡 覚委員長

そういうことじゃなくて、例えば私がどっかの会社の社員だとして、名古屋からこっちへ転勤で引っ越してきますと、3年か5年で。名義はあくまで私の名前で借りるんだけど、会社の場合は、その転勤費用としてアパート代全額持ってもらえるよみたいなケースがあるわけです。そういうケースもいいのかと、そういうことなんです、三平委員が言われるのは。

川尻都市計画課政策グループリーダー

一応、申告書のほうには、住居手当等をもたらしている方については、住居手当を幾らもらっておるといふのを書面で提出いただくような要綱を今考えておりまして、その分は除いた額に対して補助金を決める予定でございます。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。

三平一良委員

はい。

諸岡 覚委員長

では、他にございますでしょうか。

川村幸康委員

この郊外の住宅団地モデル、初めてやっていく中で、結局、今、村上さんも聞いたけど、その説明を受けてもわからんだんが、この事業目標で結局、子育て世帯の住宅再生を考えるとというんやけど、事業目的としては、一義的にはこれは郊外住宅団地の高齢化したところにもう一遍子育て世帯が住んでもらうということになっていくと思うんやけど、これが住んでいってもらう中で、結局、団地で今あいているところを決定していくわけやけど、全体的なこと、行政は団地再生の全体像としてはどう考えとるのかなというところはあるんやわ。見えやんのや。今はたまたま歯抜けであいたところには、こういう人に入っていってもらおうという考え方はあるんやろうけども、例えば今のコミュニティーバスだとか、買い物のするところ、いろんなことのまちづくりってあると思う要素をトータルで考えて、このモデル団地の中にそういうのをもう一遍復活さそうとするのか、もしくは今は単体で、これ、逆に言うと、私は本当はもっとセットで、例えば村上さんのところは八千代台か、平津か。

村上悦夫委員

平津。

川村幸康委員

平津、あの辺あるわな。でも、商店街ものうなとるわね。そうするともう一遍、そこ、商店街も含めてセットで、子育て世帯も呼んで、小学校区でという考え方はあった中での、一、まずはこのセクションですよというのがもう少しなければ、なかなか一過性に終わると違うんかという、私は危惧をしとるもんでな。

そうすると、きょうも説明してもらった、あの修一さんが聞いた長寿命化計画の中

でな、スクラップとビルドをどう考えるかということにつながっていくと思うとんの、俺は。長寿命化計画というのも、今あるもんをどう守りしていくかとか、維持していくかという話なんやろうけど、あるもんを全部維持していくんか、もうそれは維持の価値がないんなら潰していくかという考え方もないとかあかんのやけど、どうも見とると、全部維持していかなあかんようなニュアンスにもとれるんやわな、今回、説明受けとると。本当なら守りしていくためには、どれぐらい、もう一遍でお金も全体計画要って、そして、どれぐらい税収をふやさなあかんかという。守り、守りというと、それは大事なとわしらも言うけど、修繕やら長寿命化、全然否定できることじゃないんでな。と、裏にはやっぱり守りする金が要るわけやろう。と、どうするんやという話とよく似たところがあって。

住宅団地の再生、再生って行けと言うけど、幾つかの、人が住んでいくためには家だけ用意してもろうても困るわけやで、ほかのことも、団地つくっていったときは魅力があったてみんな住んだと思うと、家だけじゃない、魅力のあるものをもう一つぐらい、俺は本当は議員提案でもええで、商店街の再活性か、何かを出さんと、これはなかなか団地というのは。そうすると、別にバスでどこかへ行って買い物というんじゃないで、そこで買えれば、それは意外にトータルコストとしては安く済むという話やもんでな。だけど、今やとそれ、規制しとるやんか。なかなか住宅団地の既存の中で、ある程度、収益を上げるようなショッピングセンターって、今、行政、規制しとるわさ。けど、なら、もとあるところの建つとるところへもう一遍つくれというのはなかなか難しいしさ、現実にやに。各1戸の家ぐらいなら構へんけれども。

あとは私、見とって、美里ヶ丘でも商店街あったけど、もうないに等しいしさ、今。あそこやったら生桑か下おりてとんやろなと思うと、早晚、あそこらも高齢化してきて、そうなってくるとな。と、何から先かというときに、セットで行かんとあかんという事業目標が要るんや。そこが少し弱いもんで。だから、村上さんの言うように、最初やで頑張れという思いはあるけれども、もう少し幅広い、セットで見てほしいなというところを、本来なら一緒に出してもらわなあかんとちゃうかなと思うて。そこだけ、考え方を。

館都市整備部理事

まず、公共交通の件でございますけれども、去年、つくらせていただきました公共交通の戦略におきまして、既存のバス路線、特に住宅団地のバス路線が入っているわけでございますけれども、そのバス路線などを維持していくための方策をその中にも位置づけて

きておりますが、ただ、一番ポイントになりますのは、公共交通、鉄道でもそうでございますけれども、利用していただけないと残っていかないという現実がございます。したがって、まず、その利用をしていただける方、結局、これまでは通勤、先ほど30年たった団地と申しましたけれども、これまで現役の方が多かったので、通勤等に使用していただいていたわけがございますけれども、これが高齢化して退職される。そうすると次の世代が入っていただけないとなかなか通勤客はふえない、そういったこともございますので、こういう働く世代を導入していくことによって、地道ではあるかもしれませんが、公共交通に乗っていただく人をふやしていく。ただふやすだけではあきませんので、意識啓発をしていかなきゃいけませんので、車で通わずに公共交通を使ってくださいと、そういった啓発は片方でやっていくと、そういったことを前の戦略にも位置づけをさせていただきました。

それから、先ほど申しましたように基盤整備、道路とか、公園とか、これは従来から都市整備部で、例えば団地の幹線道路などの再舗装、大分傷んできておりますので、重点的に再舗装をして、あるいは、バリアフリー等もしながら、より住みやすい団地にしていくというようなこともしてきております。

あと、商工農水部のほうでの施策になるわけでございますが、各団地、特に大きな団地の中心部には商業施設の位置づけをさせていただいて、用途なども近隣商業地域に指定をして、そういった商業施設が立地できるようなところがあるわけでございますが、そういうところがどんどん閉店してきている現状もございます。そこに対して、商工農水部サイドの一定のインセンティブを与えるような施策を打っていくと。これは今回の代表質問でもどなたかのご質問にお答えしておったと思うんですけど、商工農水部のほうで。そういったことは商工農水部サイドで考えていただいております。

まさしく今、委員おっしゃられましたように、私どもだけではできませんので、いろんな部局とも連携しながら、住宅団地を再生するにはどうすべきかということ、先ほど村上委員から子育てのお話もいただきました。子育てということになってまいりますと、今度、福祉部、あるいは市民文化部のほうで、市民協働でのそういう取り組みも必要になってくるかもしれません、子育てということになりますと。そういったところも、実は住生活基本計画の中には、各関連部局を集めて、そういった部分の充実についても今、中身を書いているところでございます。

まだ一遍に今回の予算の中で全て出し切れてはおりませんが、それを総合的に手

だてを打っていかなきゃならないということは認識しておりますし、計画の中に位置づけながら、今後いろいろお知恵もおかりしながら、委員の皆様のご提案もいただきながら、いい施策を打っていただけると、そういった思いでございます。

川村幸康委員

打っていただけるとなんやけど、この支援事業の中に、やっぱりそういう全部やわな、小学校区を見据えとるんやろうけども、多分、家において動くってさ、絶対に動かざるを得んときって、病院行くときと、買い物行くとき、あと、仕事、三つやろう。例えば、今まで既存でモデル団地になった団地いうんは、一遍に人口もふえて、ばっと住んだときに、買い物も歩いていけるところにある、必ずつくったし、利便性ええのは当たり前やわな。そうなると、家はあれなんやけど、一つ何が崩れたかということ、多分、車が物すごく普及したんと、それによって郊外へ買い物行くようになったということの中で、高齢化して、多分、車じゃなくて、もう一遍歩いていける距離で生活できたらええというふうに、市のほうの方針はよく言っていますやんか。

そうすると、団地再生の中に考えると、やっぱり買い物ぐらいは、病院は少し集約せなならんで難しいところがあるかわからんけど、買い物ぐらいは、そのまちのその辺の歩いていけるぐらいでできるようなものを認めていくやり方もせんとあかんということが、少し私は何か弱いような気がして、何か行政的に見ると、なかなかそういう商業活動に対しては今、多過ぎんやという固定観念あんのやけど、確かに大型の、名前言ったらあかんけど、イオンとか、サンシとか、そんなのがぼぼ一とできてあるで多いように思うけれど、使い勝手のええ、小さい商店街というのはいないんやで、なかなか車にももう乗らんと歩いて生活するような人らで、バスとかいう人らの生活の条件からいくと、商店街というのは要るんやさ、絶対に。小さい子も要るわけやさ、そういうとこまで行けへんわけな。だから、もう少しそこはセットで考えてもらえやんかな。

そうすると、対象条件の中に、もう一個、そういう商店街は入ってもええようなことも考えんのかさ、それとも、それは少し団地の横につくらしただんのかさ。桜台やったか、桜花台にはサンシあるんで、あれでええんやろうけど、旧の桜台のほう、あの商店街、ユアーズはあるけど、あれ、もう一遍再活性で、あの商店街もなかなかシャッター街やって、昔やとあそこら、私らだと一番人が多くて、まちやなあと思うとったでさ、子供のころ、桜台の商店街。あれ、なかなか難しいけど、そうしたらもう一遍、あそこを再活性するよ

うなことの。人が住むということは、少しやっぱり便利なことが多くないとあかんということが、視点が抜けとるようなことをとりあえず指摘させてもろうて、続けて質問してもいいですか。

諸岡 党委員長

はい、結構です。

川村幸康委員

関連ありますか。関連あらへんの、ええの。あるんなら言うてください。いいですか。

諸岡 党委員長

続けてというのは、全然別の分野ですか。

川村幸康委員

別の分野で。

諸岡 党委員長

ちょっと待ってください。そうしたら、この再生関連でほかに質疑のある方、一回まとめてこの部分だけ先にやっちゃおうと思いますもんで、団地関連方面で質疑ある方、先にどうぞ。

なければ、よろしいですか。

川村幸康委員

まずは米洗川の準用河川整備事業で少しお伺いしたいんやけど、去年、17号台風で護岸が崩れた箇所があったと思うんやけど、その後、その整備状況とかも含めて今後どうしていいかというのを、そういったことのもろもろを一遍、あの台風被害に遭った後、どういう予算づけして、どういう河川計画でいくんかを少し教えてもらえたら。

諸岡 党委員長

お願いします。

稲垣河川排水課長

河川排水課の稲垣でございます。

今、米洗川、昨年の17号台風で被災をした、羽津北小学校の西で約30mほど護岸がずれたというところがございます。こちらについては、災害復旧でという形になりますと原形復旧が基本となりますが、その箇所につきましては、近々、ここ数年の間に、下流側から整備をしております準用河川事業でもって護岸の改修をする予定があるということでありまして、その改修計画に沿った形で護岸をつくっていきたいというふうに考えまして設計等をしまして、今年度予算のやりくりをする中で対応していきたいということで、近々工事を進めていききたいというようなことで考えております。

川村幸康委員

いや、だから、要は準用河川の事業で進めてきとったんと、災害復旧で、被災したもんでもう一つ強化すんのか、原状復旧と違って、もっと大幅に構造を改造していこうとしとるのか、いや、それは肅々と前のおりの河川計画でいくんかということやさ。

館都市整備部理事

現況復旧じゃなくて、計画断面でつくっていこうということでございます。ちょうど今、準用河川の計画区域内でございますので、それが可能です。

川村幸康委員

そうすると、内部川のときでも議論したと思うんだけど、河川災害か、自然災害かで災害復旧かどうかという話がありましたやんか。例えば今後なんやけど、準用河川の改修事業が伴って、なおかつ災害で崩れたときの災害復旧の費目での上げ方と、従来の河川改修での上げ方の、その辺、市として多分持っと思うんやけど、どういう使い分けをするのか、少し教えてほしいなと。

館都市整備部理事

11月補正で幾つかお願いしたかと思うんですが、あの中に河川改良費で上げさせてもらったものとか、災害復旧で上げさせてもらったものがあったと思うのですが、考え方も、

基本的には原形復旧をするものについては災害復旧でいかせてもらいます。従来の断面よりも改良して、もともと計画があって、広げたりした形で直していく場合には河川改良に当たりますので、改良費で上げさせていただいたと、そういう区分でございます。

川村幸康委員

わかりました。ありがとうございました。

次に、先ほどコミュニティーバスが霞ヶ浦駅から東に行くという話を説明していただいたと思うんですけど、それは競輪場まで行くということでええんかな。どこへ行きよるん、東側からと言うとったんは。

山本都市計画課長

都市計画課、山本でございます。

霞ヶ浦駅東のコミュニティーバスにつきましては、そのルートを含めて地域と協働してルート選定をしたい、そのような形で今、協議を進めさせていただいております。

川村幸康委員

霞ヶ浦駅の西じゃなくて、東側を向いていくという地域とあれしていくんやろうけど、多分、東へ行くところで多くの人利用するところというのと、余りわからんけど、一つはドームやら、あの関連の霞の施設があるとは思うんやけど、そこらを踏まえて、そこらの巡回ということの考え方でええの。それも地域でこれから選定していくということ。そこら辺の基本的な提案が、霞ヶ浦駅から出発するのはわかるんやけど、どこへ行くんか。例えば垂坂のほうを向いて行くんかな、あの公園のほうを向いて行くんか、東に置いておいて。要は垂坂公園からドームあたりのあの直線をずーっとピストンすんのか、どういうことを考えとんのか、少しもし計画あるんなら。

山本都市計画課長

この霞ヶ浦東地区というイメージで実際検討しておりますが、検討項目の中に、垂坂公園であったりとか、霞ヶ浦の出島のところへ回るとかというのも一つの考えの中にはありますが、ここと決めて対応を今、急いでおるわけではなくして、とにかくこのコースにしたら皆さんが乗っていただけるかどうかという形の中で話を進めさせていただいている、

協議を進めさせていただいているところです。

川村幸康委員

何でそういうことを指摘しながら言うのかというと、一つは、二、三年前から、特に霞ヶ浦のドームとか、野球場とか、体育館を使うのに、子供らが、あの瀬古製粉のあたり、危ない目して、よう通うのを見るもので、できればあそこの道路整備はスピードアップしてやってほしいということと含めて、もしそういうバス路線ができるなら、そこまで行けば安全に行けるものでな。その辺の整備状況は、今回のやつも少し、幾らか上がるとるような気もすんのやけど、そこへ向いてつぎ込んでいくものなのかな、これは。違うのかなと思うて。予算書の110ページにある……。

石田道路整備課長

道路整備課、石田です。

委員のほうからは、先ほど霞ヶ浦羽津山線の歩道の整備についてもお話をいただきました。霞ヶ浦羽津山線、その踏切でも過去にも大きな事故が、痛ましい事故が起こっておりますけれども、今現在、踏切の西側から国道1号までの部分、約450mの部分の歩道を新たにつくっていくというような形で道路の拡幅の工事をうちのほうで進めさせていただいています。これは平成23年度から進めさせていただいているんですけども、現在、今、現況が、幅員が狭いところでは6mぐらいの道路でございましてけれども、それを何とか歩道の部分を入れて9.25mまで広げていくという予定で、まずは用地の取得が必要になってまいりますもので、用地の取得に鋭意努力をさせていただいております。

それで、スピードアップというお話でございましてけれども、その用地の補償の部分につきましても鋭意進めてきた結果、この暮れから年明けにかけて地権者の方、合意をいただいた方もお見えになります。そういったところでまず買わせていただくところは買わせていただく。スピードアップという部分につきましては、これ、まだ補正のお話は言えませんが、当初にも霞ヶ浦羽津山線、今、委員会資料の当初予算資料の4ページの部分でございましてけれども、中段の部分での交通安全施設整備費というところで、社会資本整備総合交付金事業の交安というところで、路線名、霞ヶ浦羽津山線、継続として5000万円、平成25年度で計上させていただいておりますけれども、これのあわせて用地買収のほうもうまくいっているということから、追加の平成24年度の補正につきましても、この路線を

上げさせていただいているところでございます。スピードアップして早期に完成を目指しているところでございます。

川村幸康委員

それはできるだけ努力していただきたいというふうに……。

村上悦夫委員

それに関連して。

川村幸康委員

どうぞ……。

村上悦夫委員

それに関連してですけど、国道1号から、そうすると東に向けてJRの踏切まで河川がありますね。あれ、最終的には暗渠にしながら工事内容は進んでいくんですか。それとも、あの沿線上で川崎金属工業ありましたね、閉鎖して跡地が何かスーパーができるとかいう話もちょっとちまたで聞くんですが、そういった土地利用がどんどん図られると、なお一層渋滞とか、車の量もふえてまいりますので、そういった店舗を出される方とも協議しながら、開発行為が生まれると思いますけど、暗渠化するに当たっての協議もさせていただく中で、あれは暗渠化になるんかどうか、その辺もひとつあわせて。

石田道路整備課長

道路整備課、石田です。

村上委員のおっしゃられたところで、まず、歩道の今、駅から国道1号までの部分につきましては、安心して歩いていただける歩道がないと。まず、その部分については道路を拡幅して歩道をつけさせていただきたい。国道1号から東につきましては、先ほど川崎金属工業さんですか、あそこの部分につきましては、その川沿いに歩道は既にごございます。そういった部分で歩行者の安全については、まず今、足りないところの国道1号までの部分を早急にやりたい。それから東についての、JRの踏切の手前までは、現在、歩道としてはあるんですけども、ただ、その部分で、川崎金属工業さんのところの跡地として

ショッピングセンターが来るという情報もいただいております。

その中で、今度は車の渋滞、国道1号の交差点の部分、それからショッピングセンターの出入り口の部分でのやはり渋滞という部分については、当然、人の安全ではなくて、今度は車の流れというところから、開発者の方にも、それが開発行為になるのかどうかというのはちょっと今のところわかりませんが、そういうところで大店法のそういったところの意見を市として言わせていただくときには、渋滞緩和の対策についても講じていただきたいというのは、今、私どもは考えておるところですけど、まだ正式に、そういった協議の場というのはまだその段階ではございませんもので、正式には動いておりませんが、そういった部分が正式に協議ができる、また、意見を言わせていただく場があるのであれば、そういった渋滞対策という部分については申し出をさせていただきたいというふうに考えております。

村上悦夫委員

これからの話だったら、そうですね。開発が起きて、いろいろそういった問題点も、民間とも協力してもらいながら事業を推進してもらいたいなと思いますので、ぜひその点は民間の企業にも十分、遠慮せずに、そういった協力を願うという立場で推進していただきたいと思います。

以上で終わります。

川村幸康委員

そういう協議をしてもらおう中で、例えば宝くじでつくっていただいた、公園の国道23号沿いのところの駐車場をよう整備してもらおうと思うんやわ、うまくね。少なかったんが、あれだけようになったなと、私、何回か行っとるもんで、ようになったなと思うんやけど、逆のあの山側のほうの公園、狭いなあと思うてさ。あの規模で、あの駐車場狭いなと思うて。垂坂公園か、あそこの駐車場は逆に少ないなと思うて、結構、道にみんな路上駐車して遊んどるわ。わしも子供連れていくんやけど、時々。路上駐車、みんなしとるで、下の芝生のこっち側のところへ入り込んでいったりして。

もしよけりゃ、あれは、事業者にもそういう計画言うんやでさ、ある程度、交通渋滞や駐車場、これぐらいのお客の予想やと、交通、路上駐車にならん程度の駐車場の確保というのはセットやで、今回も垂坂公園・羽津山緑地の整備事業費が上がって、買い増しして、

また人も来るんやろうけど、その分だけ、あそこを歩いてくる人もおるかしらんけど、全体から見ると車で来る人が多いってなるとな、駐車場の整備をやっぱりセットで考えやんと、人は寄せるわ、近隣の人が路上駐車ばかりでという話はないなと思うで。

三平一良委員

南にも。

川村幸康委員

あっちは全くないやろう。

村上悦夫委員

ない。

川村幸康委員

だから、どう考えるかやな、あっち、三平さんのほうか、テリトリーは。いや、南のほうはさ。南もそうやし、向こう側もあるけどもな。南は特に狭いんやさ。ちょっとだけや、つけ足した程度。

諸岡 覚委員長

お願いします。

鈴木市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課の鈴木です。

委員おっしゃられるとおり、駐車スペースとして、実際に自然の山を生かしたという形でつくらせていただいておりますので、実際に開発した面積というのはそれほど大きくはないんですけれども、今現在、駐車場として3か所で、合計100台程度の駐車スペースがございます。今現在、垂坂公園・羽津山緑地については補助事業として整備を行っております。その中で約30台ほど駐車場を増設するという計画がございます。実際にその駐車場の現状をちょっとしっかりと調査して、30台が少なければ、またその辺もちょっと検討していきたいと思っております。

以上です。

川村幸康委員

多分、自然の山を利用してということはわかるんやけど、どれくらい来るといふ予測といふのは多分、入っとるやろうと思ふんやわな。どれくらい予定して、この公園に来てもらえるやろうといふ事業計画はあるのからいくと、多分、少し駐車場の考え方が弱いんかなと思ふところもあるもんで、できれば早急に、30台をつくってもらわかんけど、土日はすごいに、結構。南側なんて待っとるもん、外で、出ていってもらふの。それくらい詰んどるで、やっぱりちょっとあの規模にしてはやっぱり小さいかな。

村上悦夫委員

小さいね。

鈴木市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課、鈴木です。

その辺、本当に実態調査をさせていただきますして、検討してまいりますので、よろしくお願ひします。

川村幸康委員

よろしく。

諸岡 覚委員長

今後、実情に応じて検討してください。

他にございますでしょうか。

伊藤修一委員

補正にも上がっとるんやけど、通学路の安全対策が来年度でいろいろお世話をしていただくことになるんやけど、この間、市長さんも言ったけど、初めてそういう図面の公表を3月中ぐらいに学校区ごとにやるというものやけど、教育委員会がそういう管轄をしとるけれども、実行部隊はやっぱり道路管理者がお世話をしていただく必要があると思ふんよ

ね。そういう図面を公表することによって、今後、通学路の点検とか、それから安全対策というのは、また新しいシステム、今まで点検をやって、それでことし終わりとか、また来年とかということやけど、図面をもとにして対策箇所を結局公表していくことになる、多分、地域でも、そういうことの会議とか、また何かそういうような用事もしていかなあかんことが出てくるんちゃうかなと思うのね。

そういう部分で、道路管理者のほうも、今後はそういうふうな通学路の安全管理についてどういうふうな考え方で臨んでいったらいいのか。特にPDCAって、やっぱり計画を立てて、その後、実行して、そして反省して、改善していく。やっぱり毎年、毎年、すぐにはできやんことが多いと思うんやわ。土地を買うたりとか、あれを規制したりとか、警察に頼んだりとか、そんなことでどんどん積み残しも出てくることやと思うので、きちっとそういうふうな地域ごとでそういうふうな検証をしたり、連絡とか、連携をとったり、そういうふうなことも道路管理者も一緒になってもらいたいんちゃうかなと思うんやけど、国も何かそんなことも考えとるみたいなことを聞くんやけど、実際、通学路の安全対策、一応、工事はうちが、道路整備課が請け負うんやけれども、主体的に何かかわりをやっぱりつくっていく場も必要かなと思うんやけど、何か考え方みたいなんがあったら。

石田道路整備課長

これ、補正に関することでございますもので、今、お話をわかつとる範囲でさせていただいても……。

諸岡 覚委員長

細部に入らず、概念として、考え方だけにとどめてください。

石田道路整備課長

道路整備課、石田です。

通学路の安全につきましては、実は昨年4月に京都の亀岡であったり、千葉県で立て続けに通学児童の時間帯、列の中へ車が突っ込んで悲惨な事故が起こったということで、まず、文部科学省、それから国土交通省、それから警察庁、この3庁合同で5月末にまず通学路の緊急合同点検を実施せよと。これにつきましては、文科省が音頭をとって、せよということでまずスタートいたしました。その中で、緊急合同点検の部分につきましては、

各小学校区にまずそういった危険な箇所があるのか、ないのかというところから、緊急合同点検を夏休みに実施すべく、その中で警察並びに子ども、国道、県道も含めた道路管理者も一緒になって点検をさせていただいたところでございます。

その後、点検しただけでは、じゃ、その後の対策というところで、今回、国の経済対策の中で、そういった通学路の安全対策というところが国土交通省のほうから事業メニューで出しましたもので、子ども、教育委員会と連携を図りながら、まずそういったところで緊急に事業が実施できる、確実にできるところと、それもある程度の金額として必要な部分というところの事業量から、そういった部分を経済対策事業の中へ盛り込んで国のほうへ要求させていただいております。

その公表の先ほどの考え方ですけれども、まず、そういった部分で教育委員会のほうと一緒に、通学路のまず危険な箇所の部分の、小学校区ごとにマップを作成させていただきました。その公表につきましては、当初、それを公表するよということ通達が出たんですけれども、その後すぐに、その公表についてはそれぞれの自治体に判断を委ねるといような形で通達に訂正がありました。それはなぜかといいますと、公表することによって、まず、そこを通られる自動車の利用者の運転者の方に、そこは通学路だよというのを知らしめる部分のメリットの部分と、それから、そういった小学校のまた犯罪とかそういった部分のところで、もしかすると通学の子供さんを、それを公表するということはデメリットがあるということから、判断はそれぞれの自治体に任せるといようなことで修正になったんですけれども。

今の公表の段階でいきますと、まず、緊急合同点検を、小学校区ごとに危険箇所の抽出を教育委員会のほうで出させていただきましたもので、まずはそれぞれの小学校区、それから自治会、地区市民センターを通じてでございますけれども、それぞれの部分については公表はされております。ただ、市内全域のものを一緒になって全部で出したかといいますと、それぞれの小学校区ごとに公表されたというふうに聞いております。

今後の事業の流れでございますけれども、まず今、経済対策で補正で上げさせていただいておりますけれども、この平成25年度の事業が続いていくのかどうかというのはまだ正確には決まっておりません。ただ、国のほうから平成25年度の補正も、当初予算は既に本要望は昨年秋に終わっておりますので、ただ、国ほうからは、まだ玉出しとして出せるのかどうかというようなところの部分の調整の部分ではございますけれども、平成25年度、もしかすると追加として、この事業は補正事業とする可能性は今のところはあるのかなと

いうふうに思っております。そういうふうな新たな玉出し、まだ出せるのかどうかという問い合わせは既に来ております。現状はそういうような段階でございます。

伊藤修一委員

お金の部分については、そういう部分で国任せに、国の考え方があると思うんで、あとは今後、またそういうふうな地域の中で何とかそういう通学路の考え方、確かに、それは犯罪と言われたら、もう何も言葉が出やんけれども、ただ、そういう安全対策の部分ではやっぱり周知していくということも大きな抑止力になるわけやもんで、そういう部分の考え方なんかは、今後、自治会が持つのか、地区市民センターが持つのか、小学校が持つのかというよりも、広く公表していくという考え方をやっぱり持ってもらうことから始まるかと違うかなという気が……。

石田道路整備課長

道路整備課、石田です。

説明が不足して申しわけございませんでした。まずは、その情報の共有化というのは非常に一番大事なことでして、私どもも従来から、地区の土木要望という形で、通学路も含めた、人の安全・安心という部分については要望をいただいております。そういった部分で、これ、昨年の緊急合同点検というのは非常にいい機会で、地区の土木要望、それから通学路の安全と、それに携わる教育委員会と、私ども、事業を実施しています都市整備部と連携を図りながら、少しでも地域の、通学路を含めた道路の安全・安心という部分については情報を共有しながら、いろんな事業のスタンス、取り組めるところの部分は取り組んでいって、少しでも地域のそういった安全性を高めていくというような観点で事業を進めていきたいというふうに考えております。

伊藤修一委員

大体それで結構だと思うんです。そういうふうなことの考え方が、やっぱりこの意識改革も、そういう政権がかわって、いろんなことで国も挙げてそういう考え方を徹底していこうという流れになってきとるので、できたら来年度もそういう緊急の総点検みたいな感じで、いろんな部分で、学校だけじゃなくて道路管理者もいろんなところでやっぱりかかわってもらえることを本当に定例化というか、そういうふうなリズムをつくってもらって、

またそういうところのことをどこかで話し合っていけるような場所というか、機会をきちっと担保してもらえるように、できたら道路管理者のほうからも教育委員会に働きかけてもらうといいんじゃないかなというふうなことも思いますので、その点だけお願いして終わりたいと思います。

諸岡 覚委員長

まだ質問ある方、どれぐらいいらっしゃいますか。

では、1回休憩入れます。35分再開といたします。

14：21 休憩

14：38 再開

諸岡 覚委員長

再開いたします。

それでは、先ほどの質疑の続きで参ります。

三平一良委員

事業として、平成25年度の事業を平成24年度の補正予算に前倒しすると、平成26年度計画分を平成25年度に前倒しをするというふうな考え方でいいのかな。

館都市整備部理事

そういった部分もございますし、全くの新規のメニューもございますので、両面ございますね、今回は。

三平一良委員

というのは、例えば……。

諸岡 覚委員長

ちょっと待って。これ、今、補正の話をしています。

三平一良委員

違う、違う、平成25年度の予算の話。

諸岡 覚委員長

どうぞ続けてください。

三平一良委員

例えば直轄事業に関連した事業があるわけですよ。直轄事業が、例えば北勢バイパスにしても、本年度予算より高額な補正が出たわけですよ。そうすると、用地には使えないんで、事業がかなり早く進むと思うんですわ。それに合わせてやるには、平成26年度に計画しているものを平成25年度にやらんといかんのかなということをおもいますので、その辺のお考えはいかがですか。

諸岡 覚委員長

きのうも上下水道局のところで三平委員、同じ質問をされておったんですが、要するに、この平成25年度で予算組んでいて、平成26年度にまたその続きを計画している部分が恐らくあるんだろうけれども、国から補正がさらに増額とかそういうことが出てきた場合、すぐに対応できる準備ができていくかという、ネタはちゃんといつでも行ける、スタンバイできているかという、そういう質問なんですけど、対応できますか。

館都市整備部理事

まず1点目が、その前に、平成25年度で予定していたものを平成24年度の前倒しに、今回の補正にしたものがございまして、来年度につきましては、既に去年8月の段階で要望して、それで箇所づけが来ると、それで要望してあるわけですね。ですから、恐らく平成25年度分につきましては調整をしないといけないと思います、予算額も含めて、内容も含めましてですね。それを調整いたしまして、その調整する際には、平成26年度で予定していたものを平成25年度でやらないと来年度こなせませんので、そういった調整をしなければならんのかなということでございます。特に道路事業とか河川事業、大体数年かかる事業が大半でございまして、もともと先に予定していたものを前に持ってくるということ

をしないと今後こなしていきませんので、そういったことをやっていかなきゃいけないのかなというふうに思っております。

三平一良委員

その調整を早くしていただいて、結局、経済対策ですから、仕事が外に出やんといかんわけで、きっちり対応してほしいと思いますので、よろしく。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。

伊藤嗣也委員

3点ほど、簡潔で結構ですので、教えてください。会派会議であったのが2点でございますが、当初予算資料の121ページ、曙町市営住宅建替事業で、下の絵のところにもあるんですが、道路がS字になっている部分の、これは真っすぐ解消はできないのかというのが1点です。

それからもう一点が、113ページですが、近鉄川原町駅付近立体交差事業、この中に国道477号西浦バイパス道路改良事業というのがあるんですが、これ、かなり長いこと、工事閉鎖になって、これ、いつごろまでかかるんかとか、ちょっとその辺のお話をお聞きしたいのが1点と。

それから、これは会派のあれではないんですが、115ページの駅前周辺活性化事業は、これは内部・八王子線だけに関する事なのか。例えば108ページにある持続可能な交通体系の構築という捉え方からいきまして、近鉄の湯の山線が一部の駅を除いて無人化になったんですね。要は、先日というか、ことし初めに、川島の三重交通のあの建物、何でしたっけ、あれ、三重交通、基地がありますよね。

(「車庫ね」と呼ぶ者あり)

伊藤嗣也委員

車庫の一番上の方とお話しする機会がありまして、例えば、車庫があるんで、川島駅を拠点として運行の路線をいろいろ考えたいという話があるんですよ、されました。例えば

川島駅前がちゃんとバスがとまれれば、多分、四郷高校を抜けて、高花平、水沢、つまりあの県道が有効に生かされると。なおかつ今、地元で要望がある桜公園のところに近くにスーパーでもできれば、全く問題なくバスを走らせることはできるというようなことをおっしゃってみえたんですね。そのような意味で、持続可能な交通体系という意味合いでどうなのか、ちょっと済みません、3点で、もしも何か……。

諸岡 覚委員長

以上3点、簡潔にお願いします。

沢田市営住宅課長

市営住宅課の沢田でございます。

委員おっしゃられるように、この図面で確かにS字状になってございます。これは地元のほうからも、これについては何とかというようなご要望もございました。そんな中で、これを直線にということではなしに、とにかく先が見通せるような形で、遮蔽物のないような形での住棟の配置等をさせていただいております。

諸岡 覚委員長

いや、そうじゃなくて、なぜS字にしたのかという話。

沢田市営住宅課長

もとの道路をそのままはそのままだったんです。それを直線にというようなところまでの検討はしてございません。

諸岡 覚委員長

検討していないということですね。

沢田市営住宅課長

はい。

伊藤嗣也委員

そのままですね。

諸岡 覚委員長

続けてどうぞ。

鈴木市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課、鈴木です。

国道477号についてご質問いただきました。連立事業に合わせて河川改修、そして国道477号バイパスというふうな三つの事業を同時に行っておりますけれども、明治橋の落橋あたりで国道477号をとめさせていただいております。そのとめてから、いろいろと、まちの中が渋滞したりとかいうことでいろいろと小言をもらっていましたが……。

(「小言」、「ご意見」と呼ぶ者あり)

鈴木市街地整備・公園課長

済みません。昨年11月22日に、国道365号の踏切、今までは踏切を通らないと国道365号を抜けられなかったんですけれども、踏切をとめて近鉄線のアンダーを開通したのが去年11月22日です。そして、国道477号と堀木1号という市道が隣接して通っていますけれども、そちらのほうの地下埋設管の処理がなかなか時間を要して、いろいろと長引いてはおるんですけれども、昨年までは、平成26年度にならないと開通というのは難しいだろうと計画されていたんですけれども、何とか平成25年度末に開通できるように、今、進めております。よろしく申し上げます。

伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

館都市整備部理事

3点目の駅前広場というか、湯の山線の特に川島駅をということでございます。

今回の115ページの資料につきましては、これは内部・八王子線絡みの予算ということでございます。

委員おっしゃるように、湯の山線も無人化されて、もっとどんどん利用していかないと、また内部線のようなことが起こってはいけませんので、利用促進をしていかなきゃならないという思いはございます。

今、駅前広場につきましては、今まで四日市市の中で、まず一番最初に手がけましたのが塩浜駅。その次に桜駅なんですね、桜の北側にある新しい駅前広場。次に、近鉄富田駅の西側ですね。

(発言する者あり)

館都市整備部理事

それと保々というような形で来まして、実は内部・八王子線についてはこれまでやってきていなかった。そういった中でこういう問題もあって、今、内部・八王子線のほうに駅前広場の整備をしていこうということを今、やっておるわけでございます。

いずれ、今、委員のおっしゃられたような形で、次の段階で、じゃ、次、どこの駅前広場に行くかという議論があろうかと思しますので、その中では一つ候補にはなってくるかもしれませんが、もう少し今後の議論を進めていかないといけないかなと、そういう思いでございます。

伊藤嗣也委員

ありがとうございました。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。

他にございますでしょうか。

村上悦夫委員

安心して通れる歩行空間づくりで、利用者の視点に立った自転車レーンについてちょっと質問したいんですが、今、駅周辺の活性化で、いろいろと内部・八王子線の沿線上にも市が考えていくべき問題もあるということをおっしゃっておりますけど、三岐鉄道はもともと企業努力をなされてみえまして、少しでも利用者をふやすために、自転車を昼間、無

料で車中に入れてもいいと。それはなぜかというと、周辺で、最寄りの駅でおりた後、徒歩で歩くのではなくて自転車で用を足していただくという、利便性を高めるために、三岐鉄道、独特に考えていただいたと思うんですが、実際に三岐鉄道さんの意見を聞いてみると、余り利用していただく方が見えないと。

しかし、今、私の地域で言いますと、伊坂ダム、これ、観光資源としてようやく行政も所管する窓口ができました。伊坂ダムへ行くのに自転車でいきたいという方、これ、本当に利用価値があるんですが、なかなかその道中が整備されていない。既存の道路で安全なところを選んでいただいて、そういった自転車レーンをつくっていただくという方向づけも必要だと思うんですが、実際に、そういった考え方はまちづくり構想の中で恐らく上がってくるものだという捉え方もなされてみえると思いますけれども、せっかくこういった行政が西浦地区に対して自転車レーンをつくりかけた、その郊外部分として、私が今申し上げたところも一応計画されたものだと思っておるんですが、その後、なかなか進んでいない。

やっぱりそういった交通機関に寄与するというのも考える中において、また、市民が利用しやすい、そういった自転車道整備、それから、特に八郷地区では中学校問題もありますので、あわせてその自転車レーンが通学用の自転車レーンにもつながっていくという、そういった部分がかなり重なり合ってくると思うんですね。非常に利用価値の多い、そういった利用者がふえてくると思うんですが、そのことをひとつご理解いただいて、そういう自転車レーンの選択をどのように、それぞれの地域によってまた違うかもしれませんが、特にそれを考えていただきたいなと思います。

所管は違いますけれども、伊坂ダム、これ、駐車場を去年の9月補正で認めていただいて、利用者がふえております。紹介しますと、桑名工業高校が360人、バス8台来ました。それから、津田学園も同じ生徒数ですね。それから、暁学園が徒歩で600名、マラソン大会です。いずれもマラソンということで利用していただいています。また、その他、小中、それから幼稚園、これからどんどんそういった方の利用がふえてまいります。ですから、自転車、歩行者、そういったレーンを確保していただきたいなと思うんですが。

例えば今、通学用の自転車という、これは教育委員会やという分類になったり、あるいは、観光資源として、そこに向かう道路整備になると商工農水部やないかとか、いろいろ分類されて考える部分が少しずつあるんじゃないかと思うんですが、これは総合的に判断してやっぱり行政が対応していただかないと何事も前へ進んでいかないので、総合的な

判断の中で、主体性は道路整備課が持っていただくというような流れの中で、ぜひ実現に向かっていていただきたいなど。自転車レーンの促進事業として、部分的に、他地区においてもそういった考え方ができるんじゃないかなという気がいたします、全市的にですね。それから、観光地に向かっても、自転車レーンというのは、最寄りの駅、あるいはその周辺で利用される方がたくさん見えると思いますので、あわせてそういった推進事業として進めてもらえたらなと思いますので、これは要望ですけど、地元の今の伊坂ダムに向かったの、三岐鉄道がせっかくそういった企業努力をしていただいておりますのと結びつけられるような事業を展開していただきたいと思います。ひとつよろしく願いいたします。

石田道路整備課長

道路整備課、石田です。

まず、平成25年度の予算のお話からさせていただきますと、この当初予算資料の4ページでございます。先ほど、社会資本整備の霞ヶ浦羽津山線のその2段下の部分で、自転車道整備事業費ということで、平成24年度の予算が1100万円、平成25年度の予算で500万円を今、当初予算で現在置かせていただいております。

済みません、平成24年度の1100万円の内容でございますけれども、この自転車レーンにつきましては、村上委員おっしゃっていただいたように、既に平成22年度、平成23年度で、四日市中央線の駅西、並びに平成23年度では堀木日永線の部分で、図書館の前のところでございますけれども、自転車レーンの整備をさせていただきました。その中で過去の委員会の中でも、市内の自転車道の整備のあり方といいますか、進め方については、全体像をまずきちっと持ってというお話も過去からもいただいておりますので、この平成24年度の事業につきましては、まず、自転車道の市内のネットワークの整備ということで計画策定業務を出させていただきます。

済みません、非常に説明が言いにくいのは、本日も追加資料といたしまして1から4番までを説明させていただきました、この資料の最後の部分で、実は前回の議案聴取会の中では、自転車レーンについては資料の請求はいただかなかったんですけれども、補正に絡むところでもあって、ちょっとあれなんですけれども、概要といたしまして、今年度、平成24年度で、先ほど言いました四日市市における自転車ネットワーク計画策定業務というのを進めてきておまして、これの策定に伴って、一部繰り越しの部分も今回また補正の部分でお話をさせていただかなければならないところなんですけれども、現在進めてきて

おりました自転車ネットワーク計画の概要ということで、こちらのほうで説明をさせていただきたいということで資料をつくらせていただいております。

先ほどの、今の伊坂ダムの部分につきましても、この資料、申しわけございません、8ページ、概略で説明させていただきますけれども、まず、自転車ネットワーク路線選定の視点というのが、中央の部分、8ページの真ん中の部分でございますけれども、この部分で、まず(1)の自転車利用の主路線ということで、まず から までで、主な居住地区と主な公共施設を結ぶ路線、それから、 のところで居住地区と主な最寄り駅を結ぶ路線、それから、 のところでは居住地区及び駅から学校へ結ぶ路線、それから、 のところでは居住地区と主な商業施設を結ぶ路線、こういったところが自転車利用の主路線として(1)で挙げさせていただいております。

その下の(2)のところで自転車利用促進路線ということで、まず のところでは中心市街地のところを挙げさせていただいております。それと のところでは観光資源というところで、伊坂ダムの部分につきましても、私ども、三岐鉄道、委員おっしゃっていただきました「サイクルパス」、無料で自転車が乗れるということも、これは十分把握をしておりましたもので、それと観光資源として伊坂ダム、非常に利用者が多いというところの取り組みの部分のところで、この観光資源というところでの路線の抽出も挙げさせていただいております。

それと(3)では安全性向上のための路線ということで、非常に事故が多い、危険な路線についても安全対策を図っていきたいという、この大きく(1)から(3)までの部分のところから路線の選定をまずさせていただきたいと。

最終的には、済みません、この補正の資料で説明させていただいて申しわけないんですけども、8ページの右の一番下でございますけれども、整備優先度の決定の考え方というところから、利用者が多くて事故の危険性も多いところや、それとか、観光の拠点や集客施設があるところで自転車の利用促進が期待されるような区間とか、今、既にさせていただきました中心市街地での市道四日市中央線並びに市道堀木日永線からつながるようなところの中心市街地の部分と、こういったところから優先的な路線を今後決定していきたいということで、次ページの9ページでございますけれども、そういった視点のところから、先ほど言いました商業施設であったりとか、観光資源であったりとか、学校、そういった部分のところをプロットいたしまして、まだ案の段階でございますけれども、市内全域の中のこういった自転車ネットワーク、図っていければいいなと。

ただ、課題についても今、例えば破線でくくってあるところで、道幅が狭くて、なかなかそういった自転車レーンが設置できにくいところについては、代替施設も考えていかなきゃならないというようなところの問題も出させていただいているんですけども、こういうところの視点から、今後の自転車道のあり方について、優先度の高いところ、事業効果が早期に発揮できて、効果が高いところから整備をさせていただきたいという基本のところの部分で、資料、まだ途中でございますけれども、こういった形で進めさせていただいております。

諸岡 覚委員長

この自転車レーンにつきましては、補正予算のところでもたきっちり時間をとりますので、ちょっとこの部分、質疑はこれ以上とめていただきますよう、お願いいたします。他にございますでしょうか。

川村幸康委員

先ほども駐車場のことを話しさせていただいたんですけども、複数の公共施設というかなんが固まると、どこが整備すんのやというので、もめるところに楠の公園というかな、山がもっこり盛って、施設が固まるともんで、実はあそこ、何か芝生帯みたいなところを仮の駐車場みたいな感じで整備して、今とめとるんやけど、ぐじゃぐじゃなんかな。何か植わっとんたんか、何か置いてあったんをとって、そこが駐車場にしてあるんやけど、雨降るとぐちゃぐちゃで、かなりのことらしいけど、そこにもとめやんととまらんらしいんやけど、それでは行事ごとをすると、路上駐車あんなんやもんで、やっぱり都市計画になんのか、どうなんかちょっとようわからんのやけどさ、仕事をどこでもらうかは、市民文化部やら、教育委員会の施設もあるもんでな。

だけど、総合的に考えると、やっぱり都市計画の中で、それぐらいの人が来るという中で、これぐらい駐車場は用意せなあかんということの考え方がどこでまとめるかというところなんや。今それが余りないもんで、市街地整備・公園課でやんのか、教育委員会でやんのか、市民文化部でやんのか、ちょうど中途半端で全部にまたがとるもんで、トータルはどこでするんかなと思うてさ。

鈴木市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課、鈴木です。

楠の中央緑地の駐車場なんですけれども、楠の中央緑地につきましては、そもそも標高が低いというか、地盤が低いエリアの中で、調整池も兼ねながら整備したというふうな経緯がございます。先ほど、舗装のある駐車場と、舗装のない、砂利敷きのところというお話がありましたけれども、その舗装があるところで今現在70台のスペースがございます。そして、砂利敷きのところ、それも同じぐらいの面積がありますので、70台はとめれるだろうと思います。

先ほど委員が言われたように、確かに雨が降った後、いつまでもぐじゅぐじゅした状態、これは、地形的な問題というのはある程度やむを得ないなと思うんですけれども、あそこを舗装してほしいというふうな地元からの声も実際にご覧いただけます。ですけれども、結局、雨水の抜け道がないというところで、私ども非常に苦慮しておるところなんですけれども、その中で下水のほうで、平成25年度、平成26年度に公園の南側に下水管を入れていくという話があります。

川村幸康委員

何年に。

鈴木市街地整備・公園課長

平成25年度に。今現在行っております。3か年です、済みません、平成24年度から平成26年度ということなんですけれども。

実際に、その雨水の対策用の下水管については、公園の南側のエリアをカバーするためのものだというふうな下水の考え方があるんですけれども、何とかその管を使わせていただいで、多少なりともその雨水対策を行い、そしてその駐車場、砂利敷きのところを何とか整備していきたいなという気持ちはあるんですけれども、上下水道局の考え方、そしてまた、そういった私どもの考え方とちょっと突き合わせまして検討してまいりたいと思っております。

川村幸康委員

70台プラス70台で適正な台数と見るのか、聞いとると、少し少ないという話をよう聞くもんで、もう少しどこかに第2駐車場的なものを用地として確保できないかという話も聞

くんですよ。周りに商業施設か何かの計画もあって、だんだんと余剰地が限られてきてるんで、今のうちにそういう手当て、考え方を持って計画的に進めていけば、安くつくん違うんかという考え方もあるんやけど、その辺はどうやる。

鈴木市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課、鈴木です。

実際に、その駐車場、私ども、ちょっと楠の中央緑地についての把握が十分なされていない点も正直言っております。駐車状況がどういうふうになっているのかというようなことも改めてちょっと調査させていただきまして、ちょっと検討させていただきたいと思っております。申しわけないですけども。

川村幸康委員

できたら委員会として、公共施設と駐車場との適正なことを少し一遍考えやんと、結構、施設だけ建ってから、後で駐車場をどうしようとする高くつくところもあるんで、人が寄ってきたら、やっぱり駐車場は最近では要ることも必要と考えると、そもそも駐車場施設とそれとをどう考えるかということ、少しやっぱり行政の考え方の中にも入れていく必要性が私はあるんかなというふうに思うもんで、一度それは委員会としても、全体的な指摘事項の中でしといてもらえたらなというふうに思います。

続いていかしていただいでよろしいですか。

諸岡 覚委員長

はい。

川村幸康委員

あと、長寿命化のところでも説明いただいて、公園の施設の4割が30年とか、それから、そのうちの177か所を対象となる公園としてやっていくという考え方の中で、前も一遍聞いたことあってんけど、適正規模12.9㎡やったかな、12.3㎡やったか何かにしていくという、一人当たり市民のな、公園の。わかるようでわからん、説得力あるようで、ないような指標なんやわな、実際にな。我々市民感覚では、別に今の8㎡か7㎡ぐらいでも構へんかなと思うたり、市民アンケート、さっきも見とったら、もっと西のほうにも大きな公園

をつくってほしいとかさ。言えば、あれもこれも出てくる中で、まことしやかに12.幾つという面積が標準的に適正な公園の規模と考えとんのやけど、維持管理含めていろいろしていく中で、四日市なりの適正な公園面積のあり方というのを少しやっぱり検討したほうが俺はええような気がしてな。いつまでも12.幾つかの数字が、多分二、三十年前から決められた数字がずっと生きとると思うとるんやわ。四日市には里山もあるし、田んぼもまだあるわけやで、そういう物の考え方でいくとな、全国平均規模の考え方が当てはまるか、当てはまらんかというのは見直しをする。

そうすると、次に何起こってくるかということ、長寿命化計画でも、この177か所というのがどういう内容かまではまだちょっとようわからんのやけど、今、選定したんが、対象となる公園が。是が非でも残さなあかん公園というのと、市民に渡したんで、市民で守りしててというような程度の公園からいろいろあると思うんやわ。避難所的な機能の公園、そしたら別に遊具はなくて、広場だけでもええのかさ。さまざまなところを少しやっぱり、既存のもんをでき上がったもんやとして見てしまうと、全部守りしていけというのは行政の考え方になるもんで、一遍、最初にそこの、スクラップ・アンド・ビルドというけど、スクラップを先に考えて、寿命計画というのを私はやる必要性が絶対あると思うとんのやわ。

これ、今、448か所で20年以上の公園が6割で、30年以上が4割やいうと大概のもんやわさ。その分で、よう事故が起こるのが遊具、そういうもんも含めてのことやろうとは思いうんだけど、果たして、ないよりはあったほうがええという話はようわかんのやけど、それこそ選択と集中で、霞ヶ浦のところの公園で、小川さんが言うといったようなストレッチ運動、よう使うとるみたいやしな、ああいうのは。そういう生きた使い方をしよるやつもあれば、草のほうが多うて、遊具が隠れとるとかさ、遊具いらうとけがしそうというようなもんも中にはあるとはわからんわけやでさ。一遍そこを先に、完成品と見やんと一遍やるということを考えて俺は持つべきやと思う。それでないと、これ、幾らお金あっても足らん。

道路でも橋でもそうなんやけど、特に橋や道路は難しいところはあると思うんやわ。そやけども、やっぱりそれは一遍、最初に、その全部守りしていくという物の考え方を少しちょっと横へ置いて、これは絶対守りして維持していこうというものと、将来的にどうしようとか、こっちができやんなら、これはもう廃止していこうとか、幾つかやっぱりそれは、特に公園はまず手のつけやすい部分やもんでな。ただ、それが、やっぱり役所的な人

の立場で俺は別に考える必要ないんやけど、基準の市民一人当たりの面積というのがどうも邪魔しとるような気がしてな。あれがなかったら、もうやらへんやろ、あんたらも、目標がなかったら。

諸岡 覚委員長

一人当たり面積なんかでも、私ら、もう50年先、みんな死んでいますけども、50年先に四日市の人口20万人確実に割り込んでいって、人も減って行って、子供減って行って、若い減って行ってというのが明確にわかっとる中で、これから明らかに、明確に人減っていくのわかっとる中で、今、川村委員が言われたように、潰すものは潰すという発想もそろそろ持ってもいいんじゃないかということなんですよね。なかなかそれってやりにくいことなんやろうなと思うんですけれども、公園がたまたま一例なんだけれども、道路にしても、ほかのインフラ整備全般、何でも言えることなんだけれども、そういうことを見越した上でちょっと締めるところは締めていったほうがいいんじゃないかという物の考え方ですね。その辺について、どなたか。

伊藤都市整備部長

今回、資料で、公園、橋梁、市営住宅と、この三つの長寿命化、上げさせていただきました。

このうち橋梁は、少なくとも私どもとしては、維持管理、適正にしていかなければいけない。橋梁、市民の皆さんにお渡しして管理というのは難しいのかなと思っております。

市営住宅でございますけれども、この市営住宅、今、長寿命化計画ということで、リニューアルしながら残していく住宅団地、それから、老朽化に伴って取り壊しして新しく建てかえる団地、でも、数的にいけば、取り壊しして更地にしておいて、市営住宅以外、例えば宅地分譲なんかをしていく市営住宅団地というふうな仕分けをしながら、適正な管理をしていきたいというふうに思っております。

今ご指摘の公園でございますけれども、正直、これ、まだ今まで考えたことがございませんでした。一人当たりの面積なんですけれども、私どもとしては、今まで整備をずっとしながら一人当たりの面積をふやしてきましたけれども、今、委員長言われるように、人口が減ってまいります。自然と一人当たりの面積がふえてくるという状態も出てまいりますので、この公園については、今すぐに方向転換というのはできないかもしれませんけれ

ども、行く行くどうなるんだというところは検討していかなければいけないのかな。

昔の公園というのは、すぐに遊具を置いて、滑り台とか、シーソーとか、ブランコとかいうのを置いていましたけれども、その形も、例えば更地のまま、皆さんが自由に使えるようなものにしていくとか、健康遊具のお話もございました。これから高齢者の方がメインになってくると、健康遊具という使い方もできるのかなというふうなことで、公園整備についてはさらに検討していきたいというふうに思うところでございます。

以上でございます。

川村幸康委員

そのときにやっぱりポイントになるのは、四日市の全体地図を置いて、ある程度均衡に、まあまあ、ぼんぼんぼんとまず配置していく中で、全体計画をつくる必要が私はあると思うとんのやわ。やっぱり公平感言われると行政は弱いで、その分だけ、やっぱりそういう意味では全体計画を先つくって、この448か所あるうち、どれぐらい、これは健康遊具をここここここに、高齢化もしとる、公園の近くやったら、ここへ健康遊具を配置しようとかさ。さっきの子育て世代やらそういうので、方向性を持ってやろうとしとるところやったら、小さい子供を遊ばせるようなとかさ。

きょう、市民アンケートを見とって、なければあれやけど、聞くとさ、公園がもっと近くにあってほしいとか、きれいな公園が欲しいとか、よう書いてあるやんか。あれもこれもはできやんわけやで、そうしたらやっぱり少し絞っていくということも考える。ただ、伊藤修一さんが言われとるように、国の規模にのって維持や修繕、今のキャンペーンな、それ、俺、全然否定するもんじゃないんやさ。ストックマネジメントいうんか、その長寿命化というのを全然否定するものではないんやけど、長寿命化の名のもとに、ここでも俺、怖いなと思うたんさ、国庫補助事業として進めていくという話の中で、つくれ、全部守りせえさという話になると味ないなと思うとんのやわ。つくるんやけど、ついてもこれは俺らの、国からもらうけど、税金やと思うところのセンスも最近は要るでさ。使えるもんは使えさというのはいええと思うとんのやに、俺は、国のメニューで使えるもんは使えさ。ただ、そやけど、要らんけども、ついてくるんで使おうかというのは無駄やろうと思うとんで、必要性があるところでどう守りをしていくかということやで。長寿命化が先行かんように、どれを長寿命化さすかという考え方もないとかあかんのかなという気はするでさ。

(発言する者あり)

川村幸康委員

両方とが大事かなと思うて。それと、具体的な施策打っていったるやつとが全体計画の中で合わさってきとんやわな。高齢化しとるって予見ができんのやったら。だって人口推計だけは外れやんやろう、絶対に。40年の人だったら10年後50歳になんのやし、50歳の人には絶対10年後は60歳になるというのは外れやんや、亡くなることは少しあってもさ。だから、そういう意味では、人口の世代というのは絶対に読めるんやで、四日市の中で。それに当て込んでいって、ピンポイントでやっぱりやっていくようなことを、これ、もうあとは指摘するし、一遍そういう全体計画を早急につくってほしい。

そうすると次の考え方なんやけど、都市計画になっていくんやけど、これだけのものをやっぱり長寿命化して維持していこうというのは最低限のコストが出ると思うんや。そのときに、そうしたらその歳出はどこかで賄おうとするときに、やっぱり四日市の今の考え方やと、なかなか税収ふえるようなことよりも税収減っていくようなおそれがあることにかじをやとんのやわ。気づくんが少しずつ遅いんやわ、四日市市は、かじ切んのがな。できれば、もう今の時点で、本来ならば北勢バイパスとか、国道477号沿いとか、幹線道路沿いの土地利用も含めて、どんな企業を呼んでくるかとか、人口増施策を本当はもう10年前ぐらいから打っとくべきやったんやさ。今ごろになって少しずつ定住人口とか、住宅団地再生というのはやっぱり遅いという気がするでな。でも、遅うても、やっぱり今からでも改めれば、その挽回できるようなことはあると思うて、施策的に。もう少し、そういう守りもしていかなあかんということであるならば、その分の財源も要するという事の中で、市としてはやっぱりどう考えるかということがないとな。

規制ばかりしといてさ、人も来やんし、商業も法人税も何も入ってこんようにしといてさ、ほでからして、今までつくってきたもんの守りしまししょうってさ、そんなんは矛盾し過ぎとるでな。それなら本当に守りもしませんよという話やで。どっちか諦めやなしゃあないんやでな。今までつくってきたもんを守りするという話なんやで、きょう出しとる案は。そうしたら最低限のコスト論、出るんやったら、そのコストに見合うための歳入をどっかでとらんとあかんわけやろ。一方で、地方分権言うとするということは、国からそんなに当てにせんわけやろ。だから、全然おかしなことを言うとならあかんで、よその地

域は、そういう意味でいくと、自分とこで人をふやしたり、税収ふやそうという努力をしとるわけやん。そこは考え方が違うかわからんけど、やっぱりもう少し都市計画の考え方が、そこでも整合性合うようにしていただきたいという、私のこれは主張です。

あと、もう最後です。四日市の道路渋滞が多いで、渋滞箇所、時間的な。もう一度、一遍きちっと考えて、二、三年の間に、あそことあそこの渋滞ひどいな。例えば私が住んどる視点でいくと、生桑街道ひどいなと、もうあそこは通りたないなと思うし、国道365号か、あれ、三重団地から下へおりてくるところは。

(国道365号と呼ぶ者あり)

川村幸康委員

国道365号から生桑のかっぱ寿司や、あれは全然動かへんしさ。それから……。

(発言する者あり)

川村幸康委員

いや、わからんよ、かっぱ寿司やら、何か食べ物屋さん、ようけえ並んどるとこな、あれも全然動かんし、それからもう一個、カーマから常磐向いていく道がちっとも進まんと、全然、2回、3回信号変わっても動かんやろ。しゃあないんやけど、渋滞で、やっぱりところどころの何か、もう少し何かあれ、できやんかなと思うてさ、道路渋滞。便利ええで混むんやし、何かなんやろうけど、渋滞解消の何か考え方をな。

特に朝やとさ、学生さんのおる道路の付近の横断歩道が死んでしまうと、車が一台も行かんという部分のところなんかを、学生の通学路をどうするのかと通勤者の車等のあれをもう少しだけ何か工夫できやんかなと思うて。高角の橋なんかも全然行けやんときあるもん。四日市中央工業の生徒と四日市西高の生徒や、四日市商業の生徒らがここを通つとると、インターのほうを見て、行こうと思うと、あれに乗ってまうと全然進まんとさ。やっぱりあれを何か仕組み的に橋を広げるんか、もう一つ逃がす方向をするのか、信号で工夫してもらうのか、そういう少し。あと、安上がりでやと、右折レーンか左折レーンを少し窮屈でもつくってもらうような工夫をどこかでしてもらうとな。どこかの抜けがようになると、その分、解消されるのかなと思うて、何かそこらを考えてほしいなと思うて。

特に横断歩道の場所を交差点やでつくらなあかんとなつとんのやけど、あれによって渋滞を起こしとるときに、横断歩道の使うところの集約というのを考えてくれると、少しましかなとか。工夫やけどな。例えば尾平のジャスコから来て、湯の山街道を左に曲がると、四日市商業の生徒がずっとあのところおるんよな。あれ、もう一個、昔のところの横断歩道で逃がしてくれると、車、大分行けんのやわな、昔やったらな。昔の柳橋のところで横断歩道を渡したってくれるとな、それでかなり渡れんのやわな、左折するんがな。もっとも真っすぐも行けんのやわな。そんなことを少し、車みんな乗っと思おうでさ、それ、実際に政策に生かせるようなことにならんのかなと思うて。ここは答弁が欲しいな。

諸岡 覚委員長

渋滞対策について、どなたか。

館都市整備部理事

ちょっとまたわからないところは専門家に補足してもらいますが、まさしく渋滞が、これまで結構道路を整備してきた割には、やっぱり渋滞が起こるところはまだ起こるとなというのは、これ、私も実感として持っております。これは幹線道路を、結構これまでも、ここ10年から20年ぐらいの間に南北の道路、それから東西の道路、いろいろ開通させてきたわけですね。ですが、どうも局部的に、今おっしゃるような、従来のところが発生しとるといような感じがいたします。その幹線道路に出るまでとか、店がたくさん並んでおるところとか、そういった気持ちを持っております。

まずは、なかなか線的に新しい道路をつくるというのは非常に時間がかかったり、事業費もかかるので、前々から都市整備部では、局部的な改良と申しますか、交差点の部分で何か工夫することでちょっとでもうまいかないか。それから、信号処理というものもございます。これは警察のご協力をいただかなきゃならんですけれども、かつて富田山城線と国道23号の交差点のところでは、その渋滞を感知した形で信号、賢い信号、そういうようなものも設置しておりますし、笹川通りでは、バスを優先するような形の管制装置も持ってきたりしておりますので、これは、おっしゃるところは十分我々も認識しておりますので、少しそういう視点で、次の第2次推進計画をつくっていくときに、そういったこともちょっと議論していてもいいのかなというふうに、ちょっと私、今思いましたが、また、部長とか何か補足……。

川村幸康委員

いや、まあよろしいわ、大体そんなもんや……。

結局、誰もが自由に移動しやすい安全に暮らせるというところの、地域を支える道路空間づくりで、第1次推進計画してもらったんは別に否定もせえへんし、あれなんやけど、今度、平成26年度以降にもその事業の効果を検証し、引き続き基盤を構築するというのがうたわれとる中で、この3年間してきた中で、そういったことを、でも、やっぱり少し、どこが今度直したほうが少ないお金でできるかということの考え方を出していくと、例えばあと、環状線、尾平からもっとずっと行って、今度、笹川へ出るときなんていうのがさ、こっちにスーパーがあって、笹川通りまで二つか三つ信号があって、下手をすると全然行けやんと、そこにまたとまっとるというのがあんのやな。あんなんなんかでも、やっぱり少し信号か何かいらえたら、工夫できへんかなとかな。

何かそういうことを職員さんが、これ、今、私は通っとなでわかるわけやろ。違う区域の人やとわからんやろ。館さんやと多分、余り行かへん、向こうへは。仕事で行くかわからんけど、でも、多分、夕方とか朝とか行かんやんか。そのときの詰み方って見えやんと思うんで、それぞれの職員が思うとることをやっぱりピックアップしてさ、それを道路の行政に生かせるようなことをやっぱりしたってほしいなと思うとるもんで、そこらを機能的に使えるようにしたってほしいなと思うて。

一番そういう意味で言うと、あと、連携が望まれるのは、県とか国との道路事業の関係の中で、市の道路をどの辺に先にぷっとやっつくほうがええかとかさ、北勢バイパスなんか来とるとき、多分そうやわな。余り、俺、三平さんに悪うて、機能的やないなと、あの道のぐにゃぐにゃの、下な、北勢バイパスの下のな。

三平一良委員

今のとこね。

川村幸康委員

今のとこさ、あれ、もっと俺から見ると、あれ、失敗例と言うと失礼なんのやけど、もう少しあれ、計画的にできやんだかなと思うてさ。やっぱり既存のを走らせながらつくったというのはわかんのやけど、あれ、もうちょっとしゅっとせやん、知らん者行くと迷う

よ、あれ、あれだけぐにゃぐにゃしとると。そら、スピードは出さんけどな……。

三平一良委員

本線はええけど、あの下はもうひどい……。

川村幸康委員

ひどいやろう。あれ、もう少し、本当なら全体計画あってやれたら、あんなことならんだよなと思うと、今後も、例えば今、来とる朝日ガスあたりのところのぐにゃぐにゃなりそうな気配や、あの辺も。既設の道路と、それから北勢バイパスが通っていく中、当面2車線やろ、4車線じゃなくて、4車線なることも描きながら、当面2車線で下の道路をつくるわけや。今度、4車線になったときになると下が無駄になるとかな、さまざまなことが考えられるでさ。一遍そういうことも先を読んで、ちょっと方向性だけ、この道路をつけとくと、その後、4車線になっても延びるなという道路とさ、2車線のためだけのときにつくっとく道路とさ、やっぱりちょっと誰かが考えてそれは指導したらんと、現場で国担当者や何かの担当者と担当者レベルで打ち合わせしてやってくると、ぐにゃぐにゃ、多分俺、なってしもうたんちゃうかなと思うとんで、今の北勢バイパスの富田あたりのところはな。誰かがそれは一遍きちっと全体計画を持って、上ができた時点ではこういうふうにするにと、それまでは仮設道でもええやないかとか、そういうやり方を少し工夫してください。

済みません。以上で終わります。

諸岡 覚委員長

ちょっと確認しますが、ほかに質問ございます方。

加藤清助副委員長

さっき、村上さんが自転車道整備事業のことで質疑されていまして、私は、この平成25年度の具体的な予算の、去年1100万円で、ことし500万円で、この500万円がどういう事業なんかというのが、後ろのほうの箇所図の16ページにありましたので、これを見ながら、もうちょっと中身と考え方だけ確認しておきたいんですが、これ、常盤中学校と西小学校の前のところの500mを500万円で自転車道を整備ということで、1m1万円で整備するん

やで、多分歩道がないところだと想定すると、またブルーの道路の色づけをされるのかなという思いですけど、そこら辺の工法の確認と、先ほど、補正の予算の資料のところの説明の中で優先順位の決め方というのも少し触れられていましたが、これ、場所的に見ると町なかではないし、当然、小学校の子供が歩行で通学する、中学生が自転車で通学する、だから子供同士の危険回避かなというふうに読み取れるんですが、そうすると、市内の中に、周辺の学校では結構自転車通学の学校もありますよね。そうすると、ここがなぜ平成25年度、学校の通学のあれとしては優先的に上がってきたのは、教育委員会のほうから、例えば今までのぶつかったり、事故の実績だとか、客観的なデータがあって、ここだというふうに優先づけをされたのか、今後、自転車ネットワークの話が出ていましたけれども、そうすると、周辺の自転車通学だとかのそこら辺も、客観的な同じようなデータで自転車道整備を今後していくことになるのかどうかというところ辺をちょっと。

諸岡 覚委員長

簡潔に。

石田道路整備課長

まず16ページの500万円のところで、この常磐西小学校と常磐中学校の部分を上げさせていただいております。これは先ほど加藤委員おっしゃっていただいたように、歩道はこの部分、あるんですけども、小学生と中学生の自転車のところが、その狭い歩道を並走しておって、非常に中学生の自転車利用者と歩いてくる小学生が、自転車と人が非常に危険な状態ということで、道の部分もそういったレーンも引けるほどの広さがございまして、まず、歩行者とそれから自転車を分離する形で自転車レーン、人と自転車の安全対策を図らせていただきたい。

まずは、ここの部分、なぜかというところは、過去から、そういった部分で非常に生徒数も多い中で、非常にそういったところで朝が危険な状態になっているというのは情報として、地域の方、それから教育委員会からも聞いておりました。まず、今、私ども、先ほど追加資料の8ページで視点のお話をさせていただきましたけれども、そういった学校周辺でモデル地区として取り組んでいきたいと。優先順位についてはきちっと今後進めていくんですけども、並行しながら、まず、そういった学校周辺のモデル地区としてこの部分を取り組みをさせていただきたいというところで、平成25年度の要求としてこちらの部

分を上げさせていただいております。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。

他にございますでしょうか。

川村幸康委員

ちなみに、これ、色塗るだけなの。

諸岡 覚委員長

答弁、簡潔にお願いします。

石田道路整備課長

今は色を塗ってレーンとして区分けを、車道の中で色を塗って区分けをさせていただきたいと考えております。

川村幸康委員

その単価、1 m 1 万円。

石田道路整備課長

平方メートル約 1 万円をもう少し超えるぐらいの金額になります。

川村幸康委員

何色でも一緒なの。

石田道路整備課長

色は何色でも。

川村幸康委員

値段は一緒なの。

石田道路整備課長

はい。済みません、もう少し言わせていただきますと、この色は塗料なんですけれども、薄層舗装という……。

諸岡 覚委員長

塗料が特殊なんで高いということね。

石田道路整備課長

そうです。一般のペンキですとやはり舗装の中へ沈み込んでいってしまうという形で、それにちょっとグレードも塗料についてはいろいろございます。

諸岡 覚委員長

わかりました。結構です。

では、質疑を終結いたします。

確認します。討論ございますか。

(なし)

諸岡 覚委員長

討論なしと認め、採決に移ります。

議案第1号平成25年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、第8款土木費、第1項土木管理費、第2項道路橋梁費、第3項交通安全対策費、第4項河川費、第6項都市計画費、第8項住宅費、第11款災害復旧費、第1項道路橋梁災害復旧費、第2条債務負担行為(関係部分)、議案第5号平成25年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算、議案第6号平成25年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第7号平成25年度四日市市公共用地取得事業特別会計予算について、一括して採決を行います。

本件を可決と決することにご異議ございますか。

(異議なし)

諸岡 党委員長

ご異議なしと認め、本件は可決と決することに決まりました。

〔以上の経過により、議案第1号 平成25年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、第8款土木費、第1項土木管理費、第2項道路橋梁費、第3項交通安全対策費、第4項河川費、第6項都市計画費、第8項住宅費、第11款災害復旧費、第1項道路橋梁災害復旧費、第2条債務負担行為（関係部分）、議案第5号 平成25年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算、議案第6号 平成25年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第7号 平成25年度四日市市公共用地取得事業特別会計予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

諸岡 党委員長

確認いたしますが、全体会に送るべきものというものは、どなたか提案ございますか。

（なし）

諸岡 党委員長

なしと認めます。全体会送りはございません。

休憩に入ります。再開を45分……。

川村幸康委員

やけど、駐車場のやつは委員長報告。

諸岡 党委員長

委員長報告で指摘を入れさせていただきます。

45分再開といたします。

15：36 休憩

諸岡 覚委員長

補正を飛ばして次の議案に移ってまいりたいと思いますが、それでよろしいでしょうか、進め方。

(異議なし)

諸岡 覚委員長

では、この後、議案第21号のまちづくり条例の一部改正、その後、市道路線の認定、そして協議会に切りかえまして、低炭素建築物、いわゆるエコ何とかの家をつくと補助金をもらえるというようなやつが、以前、協議会で説明があったかと思いますが、できればこの三つあたり、きょう5時ぐらいまでで片づけたいなと個人的には思っております、あすは午前中に補正予算を扱っていくと、そんなイメージで進めたいと思いますので、どうかご協力をいただきますよう、お願いを申します。

それでは、質疑に移ってまいります。

議案第21号 四日市市都市計画まちづくり条例の一部改正について

諸岡 覚委員長

議案第21号四日市市都市計画まちづくり条例の一部改正について、前回の説明に続いて補足の説明をお願いいたします。お願いします。

山本都市計画課長

都市計画課、山本でございます。

私のほうから、追加資料として出させていただきました都市・環境常任委員会追加資料、まちづくり条例という2枚のものをごらんいただきたいと思います。

都市計画まちづくり条例を改正させていただくところなんですが、この条例改正につきましては、従前の条例が、まちづくり構想を策定するまでを想定した条例から、その後のまちづくり構想の策定及び地域・地区別構想の素案の協議、そして進行管理のところまで

進めた組織という位置づけのまちづくり組織に改変させていただくことの条例とさせていただきます。

その中で、まちづくり組織と既存地縁団体の関係はというところでご質問をいただきました。資料のほうの2、まちづくり組織と既存団体の関係というところをごらんいただきたいと思います。

地域の中には、例示させていただきましたように、連合自治会から地区社協、PTA、もろもろの諸団体がございます。そして、このまちづくり構想をつくっていただく段階では、公募委員も含めまして、地域からご参画をいただいて、まちづくり組織なるものをつくっていただいて、この構想の策定、運営管理までのところをやっていただくものです。これは、ある意味、地区の地縁団体を横串のように差し込んで、地域の団体の方々のご意見を聴取しながらまちづくり構想をつくっていく。そして、都市計画マスタープラン地域・地区別構想の行政側がつくる計画に対する協議、そして、その地域・地区別構想を作成した上での進行管理をお願いしていくという組織の位置づけに考えております。ですから、上下にあるとかという関係ではなくして、横串のように差し込んだ組織でありたい。そして、地域・地区別構想を具現化していくときに各地縁団体の協力が不可欠でございますので、例示させていただきましたように、生活に身近な道路整備事業であれば、地区の中にあります自主選定組織が、国県市などへの要望活動については、これは連合自治会さんのほうでお願いしておる。そして、地域でのまちづくり構想の中で、このあたりを花いっぱいにしたいよねという中では、ボランティアの団体さんが具現化をしていただいております。また、地区に特化した状況あたりについては、郷土史研究会さんなど、地域にある団体の方々が具現化するための活動をしていただいております。

そもそもこのまちづくり構想自身が市民協働に基づくというような発想でありますので、このような地域団体とまちづくり組織が協議しながら進行管理して、市民主体のまちづくりを進めていく、そのような形で進めさせていただいておりますというのが現状であり、また、それに実効性があるように条例を改正させていただきたい、そのように考えております。

以上です。

諸岡 覚委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑ございます方はお願いいたします。

村上悦夫委員

連合自治会の組織というものを横串に入れていただきました。実際は、活動していく上において、地域の連合自治会という組織が束ねていくという形が理想かと思うんです。今、弱体化しつつある自治会ですけれども、自治会のあり方というものも、これもあるセクションではこれから検討してもらわないかなという気がするわけですけれども、この上下の関係を、いつも自治会の場では、どっちが上か下かという議論がまず出てくるのが現実にあるんです。今回、横に連絡をとるという図式であるにもかかわらず、多少言葉で、表現は、地域をまとめるのは連合自治会組織であるという位置づけだけはしとかなないと、またいろいろ問題が出てくるなど。

このことについても、四自連を通じて各地域の連合組織に対しても、そういう連携を密にして自治会が掌握するというような、言葉だけでもそういう形をとってもらわんと、図面であらわすのはこれでええかと思えますけど、上下で置く必要はないと思えますけれども、一番左に置いてもらってあるから、順番が。

いや、そこまで神経を使わんと、自治会はいろんなところでクレームがつくと思うんですよ。社協組織でもそうだったし、それから、まちづくりについても、行政が地域に入り込んで、助成金を出して組織をつくっていく部分については非常に抵抗感を感じるのが自治会の組織だと思うんです。その辺のところの調和がとれるように、四自連を経由して、こういった組織の内容も通じていただきたいなど。自治会で各地区をまとめてもらいたいというような口頭での説明があって、彼らも納得いくんじゃないかなと思うんで、その辺、配慮だけしたっていただけませんか。

山本都市計画課長

都市計画課、山本でございます。

私のほうの言葉がちょっと足らなくて申しわけありませんでした。実際、このまちづくり組織あたりというのは、連合自治会長さんあたりがトップになれるか、顧問に入っただくような格好で全体を掌握し、そして地域のまちづくりとして考えていただいているのが実態でございます。ただ、表にするとこういう格好になりましたもので、こういう表現をさせていただいております。

そしてまた、四自連のほうにつきましても、そういうような勉強会をという形で全体組

織のほうから各地域におろしていただいております、それで今、各地域で、実際お取り組みいただいておりますが17地区ほど出てきておりますが、勉強会を含めて、四自連の関係のほうからもご支援をいただきながら進めさせていただいておりますというのが現状でございます。ちょっと説明が不足しまして申しわけありませんでした。

諸岡 覚委員長

現状はそうなんだけれども、村上委員のおっしゃったのは、それを文言として残すことはできないかというような趣旨のご発言だったんだけれども、ちょっと私、個人的に感想を言わせてもらうならば、どこか別のところでもあったけれども、連合自治会というのはあくまでも任意の団体なので、恐らく文書化すると、連合自治会も、ほかの団体も対等な一団体同士ということなんだろうと。ただ、地域の中でも暗黙の了解というか空気感の中で、連合自治会が束ねていっているのは、これは実際そうだし、今後もそれは続けていくだろうと思うんだけれども、文書としてそれを入れることが適切かどうか、ちょっと迷いどころではあるんですが、その辺についての見解をちょっと明確にお答えいただけますか。

山本都市計画課長

そもそもやはり地域づくりの主体になっていただいているのは連合自治会というのが四日市の主たるところでございます。このまちづくり構想を策定していただくためにというところで多少特化したような組織というところ、また、連合自治会全部でやっていただくというわけにもいきませんでしたもので、こういうような自治会のある程度仕切りのある中での組織形態をつくらせていただいて、そして、条例に位置づけのある団体として対応させていただいておりますという手法をとって、地域の文化祭とか、地域イベントの中で、まちづくり構想がこういうふうに進んでいるよとかというような報告の中で、こういうまちづくり構想をつくっていただいておりますというところがございます。だから、この連合自治会、その他の組織あたりのところでは、一定の認知のあるものの中で進めさせていただいております、また、そういう組織であるというふうにご覧しております。

村上悦夫委員

任意団体といえども、各戸加入している自治会員は年会費を納めている、自主的に。そ

ういった団体ですので、任意で一つのテーマを捉えて、NPOでも何でもそうですけど、そういった自主的な団体もありますけど、半ばそういった地域性というのは、個々の世帯主が会費を納めているという組織運営ですので、その辺ちょっと重きを置いていただきたいなと思います。その程度で終わります。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。

川村幸康委員

さっきのとこれ、多分、逆説的な話になると思うんやけど、住宅団地のところの再生のときには、地域という形にしたし、自治会じゃなくて、逆に緩めた形にしたし、今度の中では地域としていく中で、例えば、現実いろんなことを考えてやっていくことと、起こってきたときに解決していけばいいという考えと両方あるんやけど、条例改正を行うに当たっては、こういうふぐあいと、こういうところの課題が生まれたで、こういう条例改正という提案理由からいくと、今回、これ、読んどっても、まちづくりのつくるまではあったけど、つくってから携わってもらような位置づけがなかったんで、つけましたという説明を受けたんだけど、私は、さっき村上さん言うてる中でも、自治会というのは、ある意味任意の団体なんやけど、一義的にというか、第一位という位置づけっておかしいかわらんけども、多分、行政から、ある程度の地域自治の権利をある程度与えてもらう中で、自治会というのは義務もあって果たしとるというところはあると思うてるんさ。ほかのNPOにもそれなりにあるけれども、一つの地縁の中で権利と義務の関係は持つとるとするのさ、行政体と自治体組織というのは、ある意味ね。他の団体というのは、それが少し薄いんかなと思うてるるところはあるんですよ。

逆に言うと、他の団体というのは、自由な分だけ、その自由度に応じて責任も負うというところがあるわけやんか。権利と義務の関係ではないところがあるとすると、今回、この条例改定によって、自治会なり、まちづくり組織の団体というのが、行政がこの条例を変えて、これに位置づけることによって、どこをどう権利をもらえるというか、条例で位置づけられることによって、どこに権利が発生するのか、ちょっとかたい言い方やけど、義務はあるのか、そこらが少し、自治会組織の場合なら俺はようわかるところがあってあれなんやけど、このまちづくりの策定委員会の中で、どういうふうにそうしたらそしゃく

したらええんかなというところはあるんさ。

そこらの方向性を考えて提案されたんかなと思うとな、「認定を取り消すことができる」とか、3であるのやけど、誰が判断して、誰がこんなことの認定よう取り消さんやろなとかさ、実態的にはな。だから、わかるようで、細部にわたるとなかなかその位置づけと考え方が見えやんというところがあるんで、そこをもう一度、一遍質疑していく中で明確にちょっとしたいなという思いはあんのやわ。

館都市整備部理事

もともこのまちづくり策定委員会を、この条例で位置づけた組織にしたというのは、そのまちづくり構想が、次、それをもとに都市マスの地域・地区別構想につながっていくわけですね。これは、都市マスの地域・地区別構想というのは市の計画です。しかも都市計画審議会で審議いただいて、ある意味、その中身というのは工程計画になるわけですね。

ですから、そういうものをつくっていくためのもとになるまちづくり構想をつくっていただく団体が、全く任意のものではやっぱりおかしいだろうと。ですから、ちゃんと認定をして、ちゃんとそこには、我々認定する前には、どういうメンバーが参加するのか、当然自治会からも参加していただきますし、いろんな組織がちゃんと入るとるところを見て、認定させていただくんですよ。これが、全く偏った方々でもしそれを策定されると、その後の計画がおかしくなっていくので、そういうことで条例にも位置づけをして、我々もそのメンバーをちゃんと事前に見て、公募委員もつけてくださいというようなこともしながら、認定をさせていただいて、そこでつくっていただく。

これはこれまでずっとやってきて、うまくいっているんですが、問題は、先ほど申しましたように、じゃ、できた後、せっかくそれにまちづくりの構想のためにいろいろ携わっていただいて、一生懸命議論していただいた方々が、その後、いろんな活動もしていただいたり、残って、その組織も地域によってはそのまま残っていただいて、いろいろとまちづくりに携わっていただいておりますけれども、その組織が実は宙ぶらりんの状態であると。それが、地域によっては、例えば自治会の下部組織になっておったり、いろんなパターンはあるんですけれども、宙ぶらりんの状態で、自治会からの援助をいただいているところもあれば、全くなしのようなところもあったりして、その辺が問題点として浮かび上がってきておりました。これは都市計画審議会の中でもいろいろ議論はあったかと思うんですね。

そこで、我々としては、実際にはまちづくり構想を一生懸命議論していただいて、いろんな勉強もしていただき、いろんな方が携わった、それについてやっぱり進行管理というのが必要になってきているというのが最近の状況でございます、都市マスの地域別構想の中にも進行管理をきちんとしていくというような内容も盛り込まれてくるようになってまいりました。そこで、その進行管理をしていく組織にそのまま、同じメンバーかどうかは、少し入れかわりはあるかもしれませんが、そういう組織があると、より実のある計画になっていくだろうと、そういった思いがございまして今回させていただいたと。

ただ、今回ご指摘の中で、それが他の地縁団体、例えば自治会連合会であったり、他の地区社協であったり、そういうところと離れて、ひとり歩きしてはいけないというご指摘だと思うんですね。

村上悦夫委員

そこが一番大事。

館都市整備部理事

ですから、そこはきちんと、我々も認定していくときにはそこを見て、ちゃんと地区の中で調和のとれた形になっている組織なのかどうか、そこを見てきちんと認定をさせていただきたいと思います。

村上悦夫委員

関連してですけれども、やっぱりその上下のところに来るんですが、要は、この条例で決めてもいいと思うんですが、ただし、その地域内のまちづくり構想とか、そういったいろんな意見、今後、こういうふうに取り組んでいきたいという、そういう前向きな意見もかなりこれから出てきそうな気がするんですが、そのことをもって連合自治会の場で説明をすると、そして協力を得るという姿勢があれば、これは運用がうまくいくんですよ。必ずそういう仕組みであれば。

やっぱり単独で協議して、連合自治会の役員もこのまちづくり委員会に入っていったら、それで連合自治会に説明もせんでもええんやというものではなくて、この策定委員会で策定したものを、ほかに、入っていない自治会もあるわけですから、その場でうまく説明ができて、協力を得られるように持っていくかというのが大事だと思うんですよ。そ

ういうところを少し言葉であらわすことができれば、少し加えていただけたらなと思うんですね。

諸岡 覚委員長

言葉で入れるのはなかなか難しいんだと思うんだけど、例えばいろんな文章の中に、連合自治会初めみたいな感じで、別に連合自治会が一番と、そこまで書く必要はないし、書いたらいけないんだと思うけれども、そんな部分でちょこちょこ連合自治会初め何々みたいな、そういう表現ぐらいはしてもいいのかなと、そんなとこなんですよね、村上委員。

村上悦夫委員

そうですね。自治会長がひがむんですよ。例えば今、自治会の組織は、1年で自治会長がかわってくる単位自治会長があるんですよ。しかし、組織は大事やというので、これからそういう弱体化しとるところをどのようにして自治会活動していただけるかというのは大きな課題ですけれども、先ほど言いましたように、会員制で年会費を納めて、我々の地縁団体というのはそういう形で仕組みができていますので、やっぱりそれを重きに置いてやると。

あくまでも勉強不足かもしれませんが、連合自治会メンバーは勉強不足で、特定の人が発言して、今では困った問題がたくさん出ていますよ。長年やっている人はベテランになっちゃって、1年で交代していく単位自治会長は何もわからんから右へ倣えというのが現実の状況なんです。その中でしっかりしてもらわないかんよという捉え方をしていくには、そういった専門性を生かしたいろんな会合の結論をもって、その場に臨んでいただいて報告していただくことが、今後、1年生の自治会では理解ができない。これは大変なことだと、これからはもっとしっかりした人を選ばなきゃいかん、こういうところにつながっていくから、本来のまちづくりというのはそこへ持って行ってほしい、こういうことを思うんですよ。

だから、ベテランがいろんなことを言って、皆さんを振り回しとるような状況にとどまったらいかんので、まちづくり構想は、そういうベテランが常時おるわけじゃないから、専門性を生かして、自主的なまちづくりに関心のある人が寄ってきた。だから非常にまとまりやすい。だけど、うまくそれを助長して、連合自治会の組織もそういうふうに、地域

住民が、これからはしっかりした人を選んでいかないかなと、まちづくりに対して、そういう認識を持ってもらうために、やっぱり今回のまちづくり構想をもって自治会に説明をして、こういう流れがこれから生まれていくんだという認識を、やっぱり単位自治会の集合団体である連合自治会の場で、まちづくり構想でやっていただいた方が説明していただくことでより一層そういった考え方に結びついていくと思うんです。その辺のいい役割を果たしていただく、そのために申し上げておる。

今、委員長おっしゃったように、連合自治会を初めにとという言葉で表現されることも、そういった解釈につながるだろうと思いますし、何らかの表現をもって、そういった関連性を密にさせていただきたいな。

諸岡 党委員長

余り明確には恐らく書き込めないんだろうと思いますけれども、やはり地域の中で主体を担っていただくのは連合自治会であると、これは現実的に間違いのない事実でありますので、そういった部分に配慮した文章表現に努めていただくように、改めてお願いをさせていただきます。ということで、よろしいでしょうか、村上委員。

村上悦夫委員

はい。

諸岡 党委員長

他にございますでしょうか。

伊藤嗣也委員

今の関連なんですけど、現在も地区まちづくり構想は進んでおる、今現在やっているわけですね。それも非常に厳しい状況なんですよ、現実には。要は充て職のように各種団体から出てきているのが現実で、このような思いということは知らないですよ。やっぱり連合自治会に遠慮があって。これは、ちょっと議論がなされたら、人間関係まで影響が出てきそうな感じも受けとめるんです、私も時々参加させてもらってるんですけども。ですから、一度やっぱり線引きをちゃんとしてもらわないと、非常にこれ、難しい状況に陥っておる。ここまで、この条例があるということも知らない人も多いんじゃないかと思

うんですね。

ですから、条例を何らかの理由があって変えるということなんですが、きちっともう一度、連合自治会さん初め、社協さん、いろんな団体さん等に説明をぜひしていただいて、ちゃんと理解をしていただいた上で、ここで人がかわる可能性があるんですよ、今度は、改選時期になってきますので。そうなってくると、また、これ、どうなるんだということもありますので、どうかその辺、十二分に対応のほう、よろしく願いいたします。意見で結構です。

諸岡 党委員長

よろしいですか。

他にございますでしょうか。

(なし)

諸岡 党委員長

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

先ほど村上委員からのご指摘がありましたように、その文章表現については、改めてそういうものに配慮するようにお願いをさせていただきます。

その上で採決を行います。

議案第21号四日市市都市計画まちづくり条例の一部改正について、本件を可決と決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

諸岡 党委員長

ご異議なしと認め、本件は可決と決しました。

[以上の経過により、議案第21号 四日市市都市計画まちづくり条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

諸岡 覚委員長
続いて行きます。

議案第26号 市道路線の認定について

諸岡 覚委員長
議案第26号市道路線の認定について、これは、補足の説明はございますか。

(なし)

諸岡 覚委員長
説明はなしですね。
では、質疑に移ります。
ご質疑ございます方は挙手の上ご発言ください。

(なし)

諸岡 覚委員長
なしの声をいただきました。質疑なしと認めます。
討論を省略し、採決に移ります。
議案第26号市道路線の認定について、本件を可決と決することにご異議ございますか。

(異議なし)

諸岡 覚委員長
ご異議なしと認め、本件は可決と決しました。

[以上の経過により、議案第26号 市道路線の認定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

16 : 11 休憩

【協議会を開催】

16 : 21 再開

諸岡 覚委員長

ちょっと早いですけれども、議事進行上、環境部に移っていくにはちょっと中途半端です。きょうはこれで終了させていただきます。

あすの再開は、時間は何時と言えませんが、10時の本会議終了後、直ちに再開をさせていただきますので、よろしく願います。お疲れさまでございました。

16 : 21 閉議